AEPEUN DIFFUNET TEN

第2期秩父市地域福祉計画



平成24年3月

秩父市

はじめに

わが国では、少子高齢化の急速な進行や家族形態の変化により、介護や子育ての状況、家族意識なども変わりつつあります。また、引きこもりや児童虐待、高齢者の孤立などの問題も発生しています。

そのような中、平成23年3月の東日本大震災により、 安全・安心に対する意識の高まりや、地域での支え合い、 助け合い、"絆"の大切さが再認識されるようになりま した。



福祉分野にかかわる計画として、高齢者・障がい者・子ども(子育て家庭)等、対象者ごとに個別計画を策定しておりますが、地域福祉計画は、障がいの有無や性別、年齢等に関係なく、すべてにわたる生活課題を共有し、これらの計画のすき間を埋める計画になります。地域の課題解決のためには、市民、地域の活動団体、事業者、社会福祉協議会などと行政が協働して取り組んでいかなければなりません。

秩父市においては、平成19年3月に「秩父市地域福祉計画」を策定し、住民が安心して住み続けることのできるまちづくりを進めてまいりました。

このたび、秩父市福祉3計画として、「秩父市高齢者福祉計画・第5期介護保 険事業計画」「第三期秩父市障がい者福祉計画」と連携をとりながら、「第2期秩 父市地域福祉計画」を策定いたしました。

この計画では、"人にやさしい 助け合いのまち ちちぶ"を基本理念に掲げ、地域福祉のいっそうの推進に努めてまいります。基本理念の実現をめざし、今後とも市民の皆様をはじめ、地域の関係者の皆様のご協力とご理解をお願い申し上げます。

終わりに、本計画の策定に際しまして、貴重なご意見・ご提言をいただきました秩父市地域福祉計画策定委員会委員の皆様をはじめ、アンケートにご協力いただきました皆様、関係機関・関係団体の皆様に、心より厚く御礼を申し上げます。

平成24年3月

秋文市長 久喜 邦康

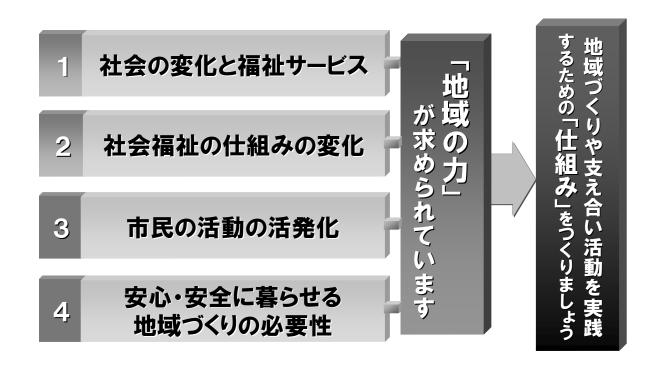
計画策定にあたって 第1章 計画策定の趣旨 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3 (1) 社会の変化と福祉サービス ………………3 (2) 社会福祉の仕組みの変化 ………………3 (3) 市民の活動の活発化 ……4 (4)安心・安全に暮らせる地域づくりの必要性・・・・・・・5 2 計画の役割と位置づけ …………6 (2) 地域福祉の対象者と担い手 …………7 (3) 計画の位置づけ ………7 (4) 地域福祉計画と地域福祉活動計画の関係 ………8 第2章 地域を取り巻く現状と課題 1 (2)年齢3区分別人口構成の推移・・・・・・・・・・・・・・・ 14 (3) 圏域別年齢3区分別人口構成・・・・・・・・・・・・・・・・・15 3 高齢者・障がい者・子ども福祉関係の状況・・・・・・・・ 16 (3) ひとり親家庭等医療費支給状況の推移 …………… 17 4 地域の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 18 (1) 町会運営世帯数・加入率の推移 …………… 18

		(3)	市社ź	会福祉協	議会の	の会員	加入	世帯数	攵・カ	0入率	の推和	多·		18
		(4)	老人!	フラブσ)会員数	数等の	推移							19
		(5)	子ども	ち会の加]入者数	数の推	移 …							19
		(6)	ボラン	ンティア	2登録	者数の	推移							19
		(7)	NPO	O団体数	ぬ推和	多…								20
		(8)	市民村	目談等件	数の排	進移・								20
		(9)	災害	寺要援護	養者登 録	渌者数	ι · · · ·							20
	5	アン	ケート	-調査か	らみえ	える課	題・・							21
		(1)	「地域	」につ	いて・									21
		(2)	地域d	の生活誤	関に:	ついて	- 							24
		(3)	地域で	での活動	かについ	ハて・								27
		(4)	保健や	Φ福祉 <i>σ</i>)情報(こつい	て…							30
		(5)	災害	寺につい	<i>۱</i> ۲									31
	6	市民	が抱え	える生活	課題									32
		(1)	地域(のつなか	がりに	関する	課題							32
		(2)	高齢者	当・障力	い者は	こ関す	る課	題 …						32
		(3)	子ど‡	ちに関す	る課題	題								33
		(4)	地域社	畐祉の推	進に	関する	課題							33
竿	오 폴	* ≣∔	·画のi	基本理系	今レゴ	本日:	極							
A)														~=
	1			かざす地										
	2			:基本目										
				里念 …										
				∃標 ⋯										
		(3)	施策の	の体系・	• • • • •			• • • • •	• • • •	• • • •		• • •	• • • •	39
笙	4 €	新	策の原	展盟										
713					ち与ま	こうこうに	≯ □ ≠ □	↑₩₩	=					40
				憂しい心										
			5針1											
				域を支										
	-	基本方)針1	住民主	[体に	よる地	域を	文スる	らネッ	ノトワ	ーク:	><	v) ·	46

	基本方	針2	地域福祉を	を支えるこ	団体との連	携			51
	基本目標	3 É	立を支え、	自ら生き	るための	仕組みつ	くりの排	進進・	54
	基本方	5針 1	福祉サービ	ごスの適切	のな利用の	推進 …			54
	基本方	針2	福祉サービ	ごス施策 <i>0</i> .)推進 …				58
	基本方	3針3	福祉サービ	ごス利用者	が権利擁	護の推進	<u>É</u> · · · · · ·		67
	基本目標	4 🕏	砂して生活	できる環	境づくり	の推進・			69
	基本方	5針1	生活環境に	づくりの推	進			• • • • •	69
筆	5章 計	·画の‡	4.准.休 生						
M3 ,			⊭ӔѬѬ 態進の仕組み						75
			でとりに組め り役割・・・・・						
			り役割・・・・・ ・自治会の役						
			を員・児童委 ・男童						
			ナービス事業						
			国祉協議会 <i>0</i>						
			D役割 ·····						
			D確保と適I						
	2 計画	の検証	Eなど ·····		• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •			• • • •	76
資料	料編								
	(1)	秩父に	 古地域福祉計		長員会委員	名簿 ・・・			79
	(2)	秩父F	5福祉3計画	画等検討委	長員会委員	名簿 …			80
	(3)	秩父內	 古地域福祉計	十画検討作	F業部会委	員名簿·			81
	(4)	秩父內	 古地域福祉計	十画事務局	3名簿 …				82
	(5)	計画領	作定の経過・						83

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨



(1) 社会の変化と福祉サービス

昨今の我が国は、少子高齢化の急速な進行により人口減少社会となり、また、核家族化が進んだことにより介護や子育てに家族意識の変化が生じ、共に助け合う心が失われつつあります。

引きこもりや児童虐待、高齢者の孤立などの様々な問題が発生している状況においては、公的な福祉サービスだけでは対応が行き届かない、このような新たな課題に対し、どのように対応していくべきかを考えなければなりません。

こうした背景から、改めて、地域での支え合いやつながりといった「地域の力」 が求められているのです。

(2) 社会福祉の仕組みの変化

近年の社会福祉は、社会福祉基礎構造改革の中で平成12年6月に「社会福祉法」が成立し、そこで「地域福祉の推進」(第4条)が位置づけられました。この法律では、福祉サービスを必要としている人々が自立した社会参加ができるように、地域住民はもとより、社会福祉事業者、地域で福祉にかかわる人々が相互に協力し、地域福祉を推進することが求められています。

この地域福祉を計画的に進めていくため、社会福祉法では、市町村は「市町村地域福祉計画」を策定する旨の規定が設けられ(第107条)、平成15年4月に施行されました。

このように社会福祉は、一人ひとりの自立を基本とし、地域で支えていくものへ と、その枠組みを大きく変えてきています。

参考

「社会福祉法」より抜粋

(地域福祉の推進)

第4条 地域住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

(市町村地域福祉計画)

- 第107条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画(以下「市町村地域福祉計画」という。)を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者その他社会福祉に関する活動を行う者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。
 - 1. 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
 - 2. 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
 - 3. 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

(3) 市民の活動の活発化

平成10年3月には「特定非営利活動促進法(NPO法)」が制定され、市民活動団体も法人格を得られるようになるなど、その活動を支援する取り組みが行われました。これにより、まちづくりや公的サービスに関する市民の主体的な取り組みが、今までのボランティア活動の枠を超えて、新たな公共、新たな公益を担う事業として認められるようになりました。

近年、福祉をはじめとした様々な分野で、ボランティア活動やNPO活動などの 広がりがみられ、市民の活動がこれからの地域社会づくりに大きな役割を果たすこ とが、今後ますます期待されます。

(4)安心・安全に暮らせる地域づくりの必要性

近年、大規模な地震や風水害などの災害が発生したり、子どもや高齢者が巻き込まれる犯罪や事故が多発する中、防災や防犯に対する関心は市民の中で非常に高くなっています。

特に災害時における対応の手立てとしては、個人や家庭による「自助」、地域の連携による助け合いの「共助」、公的な支援の「公助」のうち、「自助・共助」の役割が大変重要であり、「公助」は「自助・共助」での対応が困難な場合の支援を担っています。

また、平成19年には、災害時などの緊急事態の際に、迅速かつ的確に高齢者や 障がいのある人などの要援護者を支援するため、地域福祉計画に「地域における要 援護者にかかる情報の把握・共有及び安否確認方法等に関する事項」を新たに盛り 込むよう、国から通知されています。

安心・安全に暮らせる地域づくりを進める上では、いざというときに助け合える 関係を築いていくことが必要とされています。

平成20年3月には、「これからの地域福祉のあり方に関する研究会」の報告が出され、制度のはざ間など、公的サービスのみでは現状・ニーズに十分な対応が難しい人々への支援を一層進めていくこと、地域における新たな支え合い(共助)の確立に向けた取り組みなど、地域福祉の一層の展開に向けた基本的な方針が示されました。

これらを踏まえ、本市における地域福祉の取り組みをさらに推進していくため、 「第2期秩父市地域福祉計画」を策定するものです。

2 計画の役割と位置づけ

(1)地域福祉とは

社会福祉の問題は特殊な人々に生ずる特別な問題ではありません。私たちが日常生活を送る上で誰もが抱える問題です。私たちは、生まれてから死を迎えるまでの生涯を通じて多かれ少なかれ、必要に応じて他人の助けを得て問題を解決しながら生きています。

その助けは、法律などによって制度化された公的なサービス、あるいは家族、友人、近隣住民などによる支援など様々ですが、私たちは問題を自分以外の人から援助や支援を得て解決しながら生活を継続しています。

地域福祉の概念は、社会福祉法第4条に「地域福祉の推進」として位置づけられています。地域福祉とは「住み慣れた地域社会の中で、家族、近隣の人々、知人、友人、地域などとの社会関係を保ち、自らの能力を最大限発揮し、誰もが自分らしく、誇りを持って、家族及び地域の一員として、日常生活を送ることができるような状態をつくっていくこと」と考えられます。

そのためには、まずは個人や家庭でできることは自分たちで取り組み【首助】、 それでもなお解決できないことは、相互に助け合い【其節(互助)】、さらに公的なサービス提供や、行政でなければ解決できない問題は行政が行う【公助】が必要であると考えられます。特に、自分ひとりや家庭だけでは解決できない「困りごと」や行政サービス・民間のサービスでは対応できない問題を解決していくためには、住民、団体・組織、企業等が連携した地域づくりや支え合い【其助】が求められています。

如药是犯 经通风信温器

市民の役割	t	或の活動者 地域組織 止関係団体 の役割	事業者等 の役割	社会福祉 協議会 の役割		行政(市) の役割
自助		(互助)	共	助		公 助

地域の課題解決のための取り組み

(2)地域福祉の対象者と担い手

地域福祉の対象者は、年齢、障がいの有無、国籍、性別などにかかわりなく、地域で暮らす、すべての人々であると考えます。

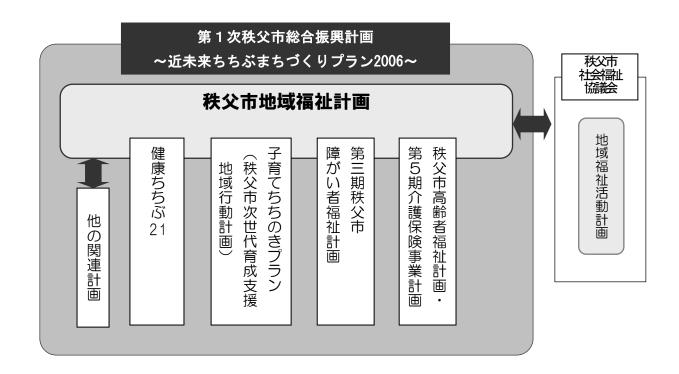
地域福祉の担い手も、すべての人々及びその集合であると考えます。地域住民、町会・自治会、行政、学校、社会福祉協議会、NPO等関係団体、ボランティア、民生委員・児童委員、社会福祉施設等の職員、福祉関係事業者、保健医療事業者など、あらゆる人々が地域福祉の担い手です。

(3)計画の位置づけ

本計画は、社会福祉法第107条の規定に基づき、地域福祉推進における市町村 計画として策定するものです。

第1次秩父市総合振興計画を上位計画とし、福祉・保健・医療という生活関連分野で最も身近な生活に関連してくる個別計画を、それぞれの計画が持つ特徴を地域という視点で整理し、他の教育や雇用、まちづくりといった生活関連分野との連携により、更なる地域社会の課題解決に向けた体制づくりを進める位置づけとしています。

また、同じく平成24年度に策定される「秩父市高齢者福祉計画・第5期介護保 険事業計画」「第三期秩父市障がい者福祉計画」との整合性を図り、連携の取れた 計画としていきます。



(4) 地域福祉計画と地域福祉活動計画の関係

地域福祉を進めるための理念や仕組みをつくる計画が地域福祉計画であり、それを実行するための、市民の活動・行動のあり方を定める計画が地域福祉活動計画となります。

地域福祉活動計画は、社会福祉協議会が中心となって策定する計画です。

地域福祉計画と地域福祉活動計画は、地域課題を共有し双方が補強、補完し合いながら連携した事業を展開していきます。

社会福祉協議会は、社会福祉法第109条により地域福祉の推進を図ることを目的とした団体と位置づけられ、事業の企画・実施、住民参加の援助、普及・宣伝等の役割が求められています。

参 考

「社会福祉法」より抜粋

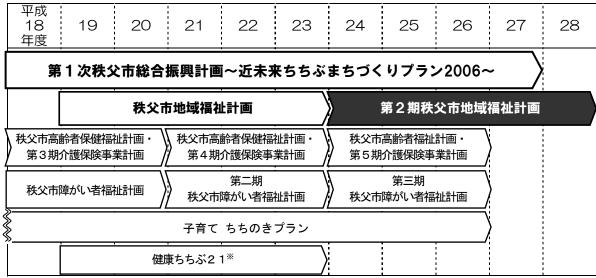
(市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会)

第109条 市町村社会福祉協議会は、一又は同一都道府県内の二以上の市町村の区域内において次に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であって、その区域内における社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、かつ、指定都市にあってはその区域内における地区社会福祉協議会の過半数及び社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が、指定都市以外の市及び町村にあってはその区域内における社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が参加するものとする。

- 1 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- 2 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- 3 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
- 4 前3号に掲げる事業のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図る ために必要な事業

(5)計画期間

本計画の期間は、平成24年度から平成28年度までの5年間とします。

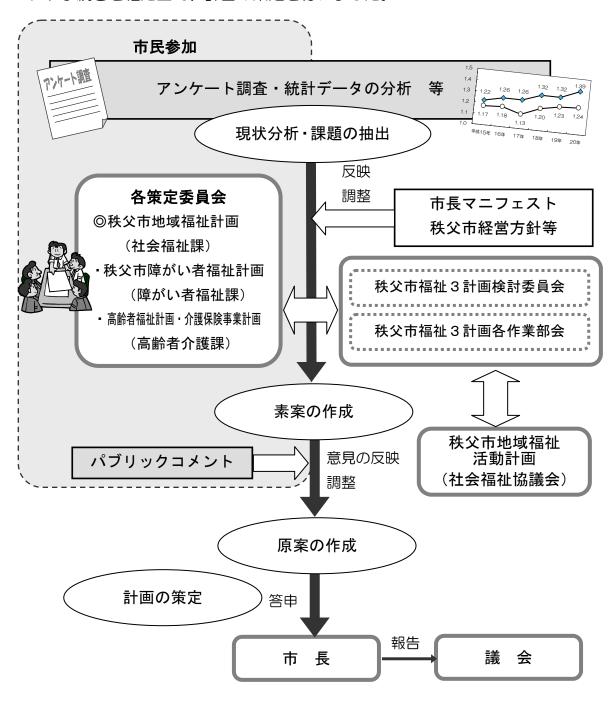


※「健康ちちぶ21」は国の動向により次期計画策定について検討中。

(6)計画の策定体制

計画の策定にあたって、平成23年6月に実施した「地域福祉に関する市民意識調査」の結果や、地域を取り巻く現状データの分析などから、地域の現状や課題の抽出を行いました。それを踏まえ、市民や各種団体の代表から構成される「秩父市地域福祉計画策定委員会」で、様々な視点から地域福祉の推進に向けた理念や基本方針、取り組みのあり方などを審議しました。それと並行して計画検討委員会、各作業部会において具体的な事業、取り組みなどを検討し、策定委員会と共に計画の素案を作成しました。

計画素案は市のホームページなどで公開され、市民の意見をうかがうパブリックコメント手続きを経た上で、計画の策定を行いました。



第2章 地域を取り巻く現状と課題

1 圏域について

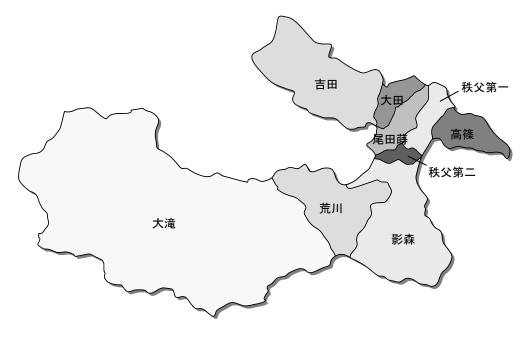
本市は、埼玉県の北西部にあり、面積は577.69平方キロメートルで、埼玉県全体の約15%を占め、周囲に山岳丘陵を眺める盆地を形成しています。市域の87%は森林で、自然環境に恵まれた地域です。また、市の中央を流れる荒川によって市の中心部は東西に区分され、東部の平坦部分は市街地を形成し、商店街、住宅地などが集中しています。西部丘陵地帯にある平坦地は、水田など農業用地が多くなっています。

気候はおおむね温暖ですが、盆地であるため寒暖の差が大きく、山地では夏季に雷雨が多く発生し降水量も多く、山岳地方では冬季にはかなりの積雪となります。

このように、本市は人口が集中する地域や高齢化率の高い山間部など、特色が大きく異なる地域を有しており、物理的条件や日常生活等のつながりを考慮した上で9つの圏域を設定しています。

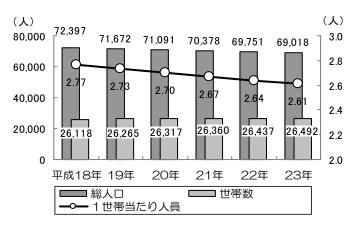
圏域名 地区 宮側町、番場町、道生町、中村町(一丁目、四丁目)、桜木町、金室町、永田町、 柳田町、阿保町、大畑町、滝の上町、上宮地町、中宮地町、下宮地町、大宮(上 秩父第一 宮地町、中宮地町、下宮地町)、相生町、大野原、黒谷 日野田町、野坂町、大宮(日野田町、野坂町)、熊木町、上町、中町、本町、上 秩父第二 野町、東町、中村町(二丁目、三丁目)、近戸町、別所 山田、栃谷、定峰 高篠 影森 久那、上影森、下影森、浦山、和泉町 尾田蒔 寺尾、蒔田、田村 大田 太田、伊古田、品沢、堀切、小柱、みどりが丘 吉田 下吉田、吉田久長、吉田阿熊、上吉田、吉田石間、吉田太田部 荒川久那、荒川上田野、荒川日野、荒川小野原、荒川白久、荒川贄川 荒川 大滝 大滝、中津川、三峰

圏域区分



2 人口・世帯の状況

(1)総人口と1世帯当たり人員の推移

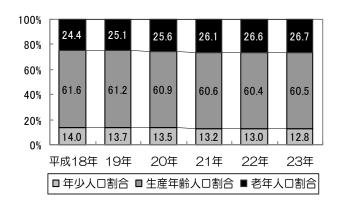


資料:埼玉県町(丁)字別人口調査(各年1月1日現在)

本市の人口は、平成23年1月1日現在69,018人であり、この5年間で3,379人の減少となっています。

一方で世帯数は増加しているため、1世帯当たり人員は減少傾向にあります。

(2)年齢3区分別人口構成の推移



資料:埼玉県町(丁)字別人口調査(各年1月1日現在)

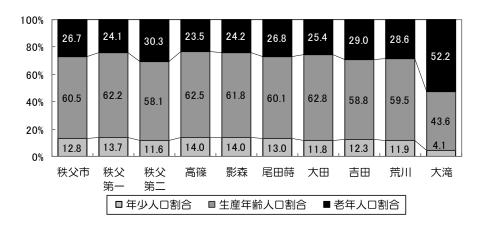
年齢3区分別人口*構成は、65歳以上の老年人口割合が平成23年1月1日現在26.7%であり、この5年間で2.3ポイント高くなっています。

埼玉県全体では年少人口割合が 13.4%、老年人口割合が20.0%で あり、県より老年人口割合が6.7ポ イント高くなっています。

^{*} 年齢3区分別人口: 3区分とは、年少人口(14歳以下の人口)、生産年齢人口(15~64歳の人口)、老年人口(65歳以上の人口)のことです。

(3) 圏域別年齢3区分別人口構成

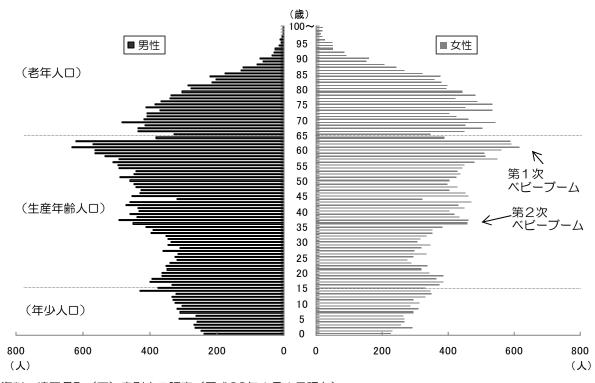
年齢3区分別人口構成を圏域別にみると、老年人口割合が最も高いのは大滝で52.2%、年少人口割合が最も高いのは高篠と影森で14.0%となっています。



資料:埼玉県町(丁)字別人口調査(平成23年1月1日現在)

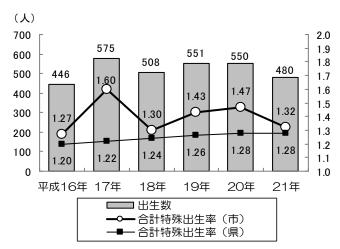
(4) 人口ピラミッド

年齢ごとに人口を表した人口ピラミッドは、一般には昭和22年~24年生まれの第1次ベビーブームを含む世代と、昭和46年~49年生まれの第2次ベビーブームを含む世代を中心とする2つの張り出しを持ちますが、本市では第1次ベビーブームを中心とした張り出しの方が大きくなっています。



資料:埼玉県町(丁)字別人口調査(平成23年1月1日現在)

(5) 出生数・合計特殊出生率の推移



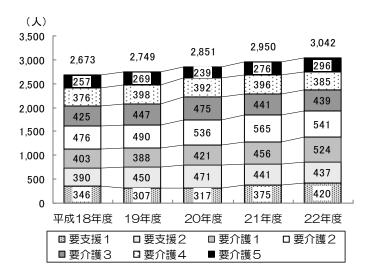
資料: 埼玉県保健医療政策課

出生数は平成21年には500人を下回り、前年より70人の減少となっています。

合計特殊出生率*は埼玉県より高く推移していましたが、平成21年には1.32となっています。

3 高齢者・障がい者・子ども福祉関係の状況

(1) 要支援・要介護認定者数の推移

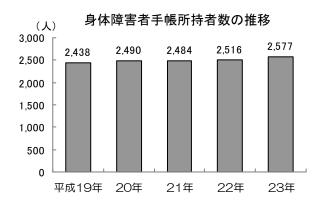


資料:介護保険事業状況報告(各年度末現在)

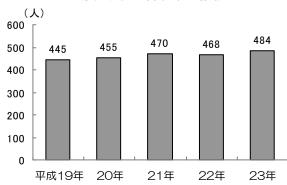
高齢化の進行とともに、要支援・要介護認定者数も増加しており、平成22年度では3,042人となっています。

^{*} 合計特殊出生率: 15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したものであり、一人の女性が一生に産む子どもの数に相当します。

(2) 障がい者数の推移



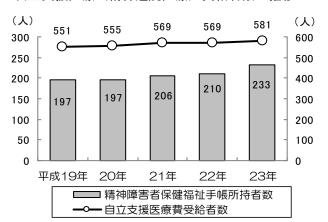
療育手帳所持者数の推移



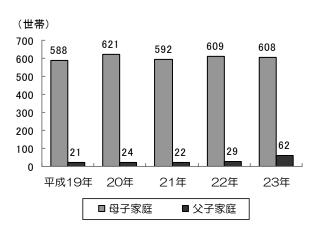
資料: 秩父市障がい者福祉課(各年3月末現在)

障がい者の数は増加傾向にあり、 平成23年3月末現在、身体障害者 手帳所持者は2,577人、療育手帳 所持者は484人、精神障害者保健 福祉手帳所持者は233人、自立支 援医療(精神通院医療)*受給者は 581人となっています。

精神障害者保健福祉手帳所持者数・ 自立支援医療(精神通院医療)受給者数の推移



(3) ひとり親家庭等医療費支給状況の推移



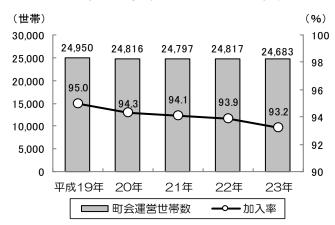
資料:秩父市こども課(各年4月1日現在)

母子家庭、父子家庭をひとり親家 庭等医療費の支給状況からみると、 母子家庭は600世帯前後で推移し ていますが、父子家庭は平成23年 には62世帯となり、前年より33 世帯の増加となっています。

^{*} 自立支援医療(精神通院医療):精神疾患のために継続的に通院による治療を受ける場合の医療費の負担軽減を図る制度です(所得制限があります)。

4 地域の状況

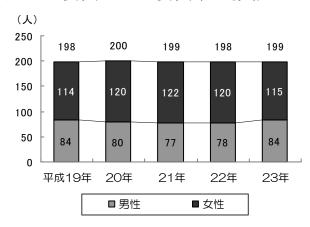
(1) 町会運営世帯数・加入率の推移



市の世帯数は増加傾向にあるものの、町会運営世帯数は減少傾向にあり、平成23年の加入率は93.2%となっています。

資料:秩父市総務課

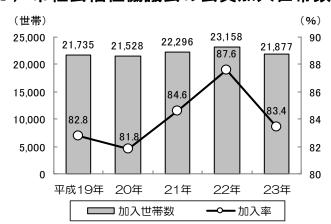
(2) 民生委員・児童委員数の推移



市の世帯数は増加傾向にあるものの、民生委員・児童委員の数は横ばいとなっており、委員1人当たりの受け持ち世帯は増加傾向にあるといえます。

資料: 秩父市社会福祉課(各年4月1日現在)

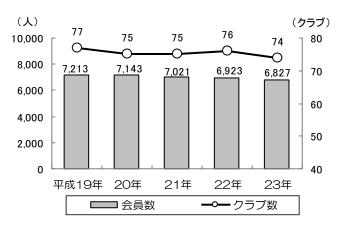
(3) 市社会福祉協議会の会員加入世帯数・加入率の推移



資料: 秩父市社会福祉協議会(各年3月末現在)

市の世帯数の増加に伴い、社会福祉協議会の会員加入世帯数は平成20年から増加傾向にありましたが、平成23年は加入世帯数が減少し、加入率も83.4%となっています。

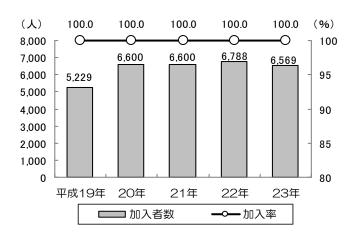
(4) 老人クラブの会員数等の推移



高齢者人口の増加とは逆に、老人 クラブの会員数は減少傾向にあり ます。

資料:秩父市社会福祉協議会

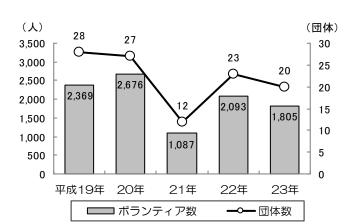
(5) 子ども会の加入者数の推移



子ども会の加入者は平成23年は 6,569人で、加入率は平成19年か ら100%を維持しています。

資料:秩父市青少年育成協議会

(6) ボランティア登録者数の推移

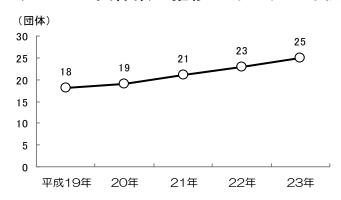


資料:秩父市社会福祉協議会

平成23年のボランティア団体は 20団体、ボランティア登録者数は 1,805人となっています。

平成19年と比較すると、団体数が8団体減少し、登録者数も564 人減少しています。

(7) NPO団体数の推移 (秩父市内に事務所がある団体)



NPO団体の数は、平成23年4 月1日現在25団体で、平成19年と 比較すると、7団体増加しています。

資料: 秩父市生涯学習課(各年4月1日現在)

(8) 市民相談等件数の推移

相談件数は、消費生活相談が最も多く、平成22年には400件を超えています。 心配ごとや困りごとの相談窓口の周知を図り、相談しやすい体制を整えることが重要です。

単位 件

相談内容	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年
心配ごと等相談	4	4	2	2
市民相談	57	51	42	23
市民人権相談	11	16	8	7
消費生活相談	341	324	297	417
行政相談	22	19	14	20
登記相談	31	24	28	17
法律相談	256	242	254	228
税務相談	17	24	18	20
暴力相談	0	0	0	0
行政手続相談	4	0	3	2
土地建物相談	15	31	30	12
女性相談	1	5	6	3
労働・年金相談	5	1	7	5
公証相談	_	18	19	20

資料:「心配ごと等相談」は秩父市社会福祉協議会(各年間)、それ以外は秩父市市民生活課(各年間)

(9)災害時要援護者登録者数

市では、平成22年度に、災害時に何らかの手助けが必要な人(災害時要援護者)で、地域への情報提供に同意される方に災害時要援護者名簿に登録していただく「災害時要援護者登録制度」を始めています。平成23年4月1日現在、649人が登録(秩父市社会福祉課)している状況です。

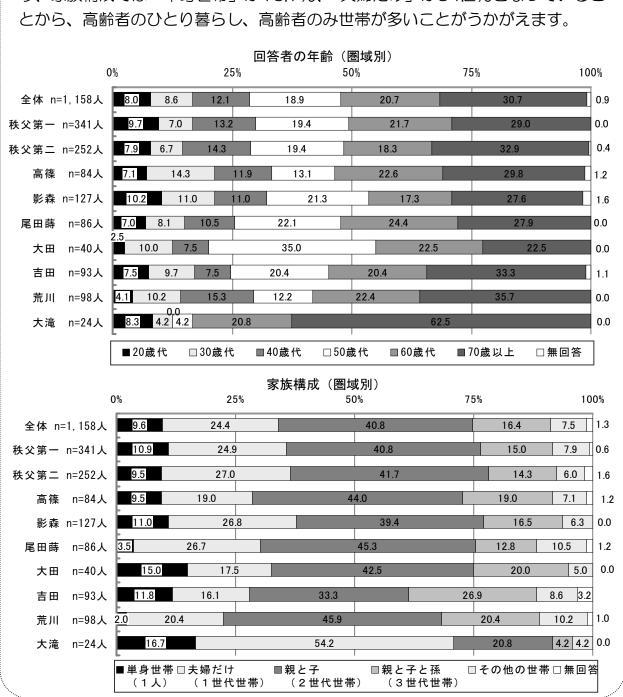
5 アンケート調査からみえる課題

平成23年6月に行われた「地域福祉に関する市民意識調査」(以下、「意識調査」 と表記)の結果からみた主な課題は以下のとおりです。

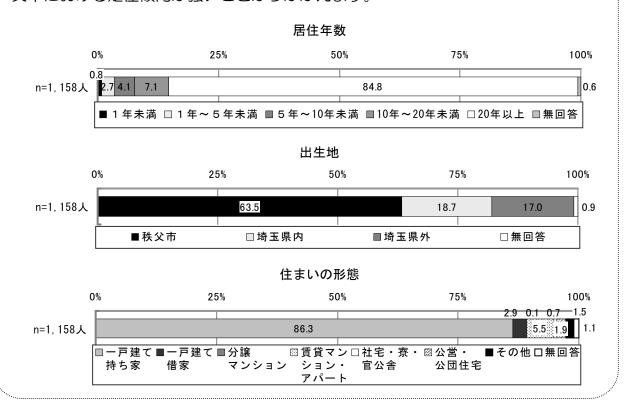
- ※グラフ中のnは回答者数を表します。
- ※意識調査では中村町は秩父第二として集計しています。

(1)「地域」について

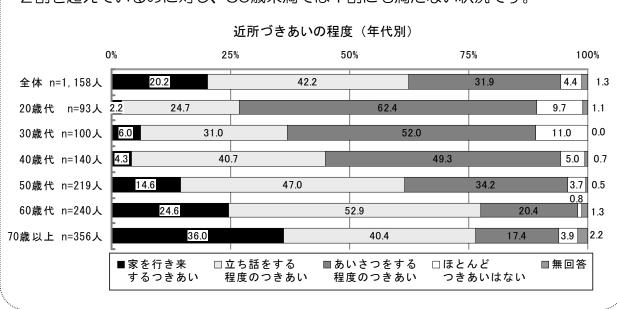
回答者の年齢を圏域別にみると、大滝においては70歳以上が62.5%となっており、家族構成では「単身世帯」が16.7%、「夫婦だけ」が54.2%となっていることから、高齢者のひとり暮らし、高齢者のみ世帯が多いことがうかがえます。



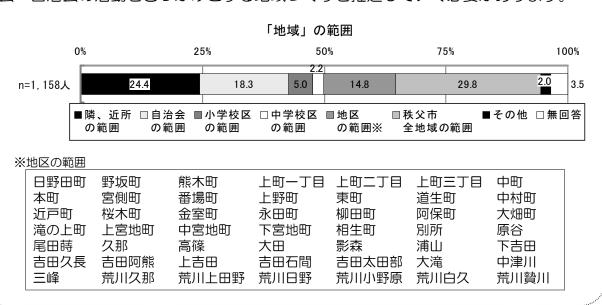
秩父市に20年以上居住している人が8割以上であり、出生地も秩父市が約6割を占めています。また、住まいは「一戸建て持ち家」が9割近くとなっており、秩 父市における定住傾向が強いことがうかがえます。



その一方で、市民の近所づきあいの程度は、「立ち話をする程度」「あいさつをする程度」の人が多く、「家を行き来するつきあい」の人は20.2%となっています。また、年代による差は大きく、「家を行き来するつきあい」の人は、60歳以上では2割を超えているのに対し、50歳未満では1割にも満たない状況です。



「地域」と考える範囲は「秩父市全地域の範囲」が約3割と最も多い一方で、「隣、 近所の範囲」と「自治会の範囲」を合わせると4割以上になっていることから、町 会・自治会の活動をきっかけとする地域づくりを推進していく必要があります。





(2)地域の生活課題について

地域における課題や問題については年代や地域差がみられることから、小地域での生活課題の発見、解決の仕組みが求められます。全体では「医療体制の充実」が最も多くなっていますが、比較的若い年代が多い地域では「公園など子どもの遊び場の充実」が上位にあげられ、高齢者が多い地域では「地域の人たちのつきあい方」が上位にあげられています。「古いしきたり」が最も多くなっている地域もあります。

地域での課題・問題(上位10項目)(年代別・圏域別)

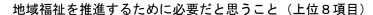
		-6-24	この味風	IH) KZ	\ <u> </u>	/ - ,	(160)		17	į	単位 %
項目	回答者数(人)	医療体制の充実	び場の充実	道路の整備	古いしきたり	あい方 地域の人たちのつき	合い)の喪失地域の連帯感(助け	防災対策の充実	くり支援の充実 高齢者の生きがいづ	異なる世代間の交流	家庭介護力の低下
全体	1,158	27.9	23.0	20.8	19.3	18.7	16.9	16.1	15.5	15.1	14.6
20歳代	93	28.0	45.2	28.0	14.0	12.9	11.8	20.4	15.1	15.1	8.6
30歳代	100	40.0	48.0	18.0	21.0	17.0	15.0	25.0	8.0	12.0	12.0
40歳代	140	37.9	29.3	22.1	25.7	15.0	14.3	20.7	9.3	20.0	12.9
50歳代	219	35.2	17.8	24.2	23.3	16.9	15.5	13.7	13.2	16.4	13.2
60歳代	240	27.5	20.8	22.5	19.6	21.3	15.8	15.8	19.6	14.6	15.4
70歳以上	356	16.6	12.6	16.6	14.6	21.9	21.3	12.6	19.1	13.8	17.7
秩父第一	341	27.3	24.0	20.8	18.5	19.1	17.3	16.4	15.5	13.8	12.0
秩父第二	252	29.0	23.4	15.5	11.1	17.9	19.4	17.5	15.9	16.7	18.3
高篠	84	22.6	27.4	33,3	41.7	20.2	16.7	17.9	9.5	20.2	14.3
影森	127	22.8	29.1	28.3	11.0	14.2	14.2	14.2	18.1	15.7	9.4
尾田蒔	86	32.6	17.4	20.9	24.4	18.6	12.8	19.8	16.3	11.6	14.0
大田	40	27.5	20.0	15.0	25.0	27.5	15.0	15.0	17.5	10.0	10.0
吉田	93	38.7	26.9	16.1	17.2	18.3	17.2	11.8	14.0	18.3	19.4
荒川	98	26.5	13.3	22.4	28.6	20.4	17.3	16.3	17.3	13.3	21.4
大滝	24	16.7	4.2	20.8	25.0	33.3	20.8	8.3	12.5	16.7	8.3

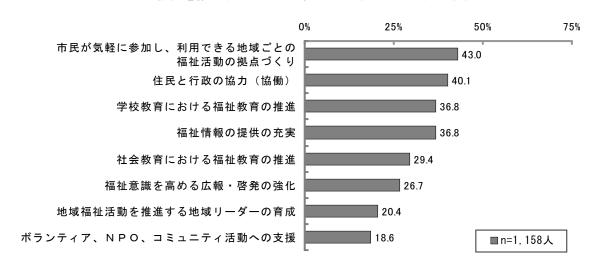
生活課題に困った場合の相談先は、全体では「知人・友人」「市役所」が多くなっていますが、70歳以上では「民生委員・児童委員」が約4割となっています。「地域包括支援センター」や「社会福祉協議会」も相談場所としての役割が期待されます。

								単位 %
項目	回答者数(人)	知人・友人	市役所	民生委員・児童	近所の人	社会福祉協議会	支援センター	長等を含む)
全体	1,158	50.4	40.9	25.1	19.9	19.1	15.5	3.2
20歳代	93	83.9	39.8	10.8	18.3	8.6	12.9	0.0
30歳代	100	74.0	42.0	11.0	15.0	10.0	5.0	2.0
40歳代	140	66.4	42.9	11.4	9.3	12.1	15.0	0.0
50歳代	219	47.5	49.8	16.4	12.8	22.4	15.5	2.3
60歳代	240	44.2	47.9	30.8	17.5	28.8	15.8	6.7
70歳以上	356	35.4	30.6	40.4	32.0	19.1	19.4	3.9

困った場合の相談先(上位7項目)(年代別)

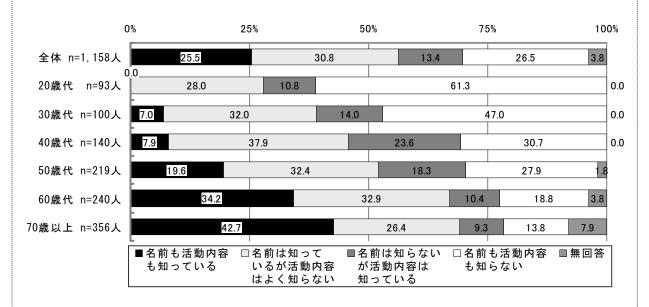
地域福祉を推進するために必要だと思うことは、「地域ごとの福祉活動の拠点づくり」が最も多くなっており、「住民と行政の協力(協働)」に次いで「学校教育における福祉教育の推進」と「福祉情報の提供の充実」が続いています。



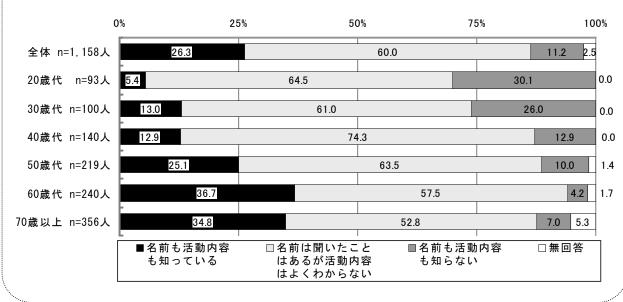


「民生委員・児童委員」は「名前も活動内容も知っている」が25.5%で、特に若い年代で認知度が低くなっています。また、「秩父市社会福祉協議会」も活動内容を知っている人は26.3%となっており、地域福祉の中心的な役割を担う社会福祉協議会の存在と意味を広く知ってもらう必要があります。自由意見でも、民生委員・児童委員や社協の活動がよくわからないという意見が複数あがっています。

民生委員・児童委員の認知度(年代別)



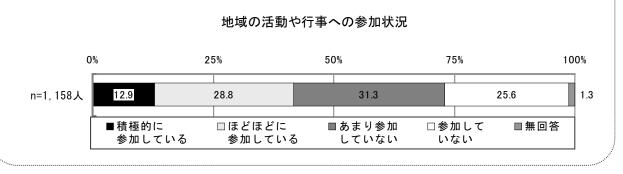
市社会福祉協議会の認知度(年代別)



単位 %

(3)地域での活動について

地域の活動や行事に参加している割合は「あまり参加していない」と「参加していない」を合わせると56.9%となっています。



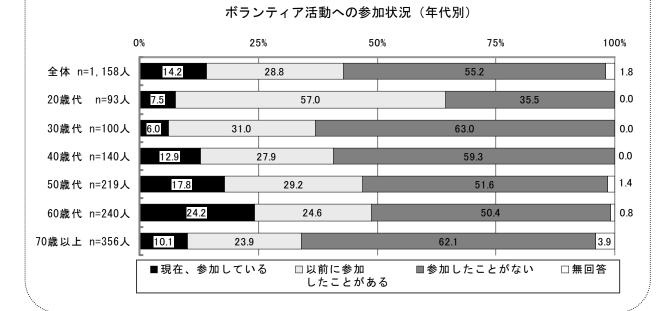
地域での活動で「やってみたいこと・できるもの・すでにやっているもの」は、 性別・年代によって違いがみられ、「乳幼児の短時間の預かり」や「子育てサロン など子育て家庭の相談・仲間づくりの活動」は若い年代の女性に多く、「ひとり暮 らし等の高齢者世帯や障がいのある人への声かけや話し相手」は50歳代、60歳代 で多くなっています。

やってみたいこと・できるもの・すでにやっているもの(上位9項目)(性別・年代別)

項目	回答者数(人)	寄付、募金への協力	や話し相手ひとり暮らし等の高齢者世帯	ごみ出し等の手助け や障がいのある人の買い物、ひとり暮らし等の高齢者世帯	ン」などの活動	手福祉施設での手伝いや話し相	れや簡単な日曜大工や障がいのある人の庭の手入ひとり暮らし等の高齢者世帯	連絡・応対や障がいのある人の緊急時のひとり暮らし等の高齢者世帯	乳幼児の短時間の預かり	一の相談・仲間づくりの活動子育てサロンなど子育て家庭
全体	1,158	27.2	20.7	15.3	10.1	9.7	9.2	8.5	7.3	6.0
男性	502	25.7	20.9	16.1	8.8	6.6	16.3	11.4	2.8	2.6
女性	617	28.4	21.4	15.2	11.3	12.6	3.4	6.5	11.2	9.1
20歳代	93	53.8	11.8	12.9	7.5	15.1	9.7	4.3	18.3	19.4
30歳代	100	34.0	13.0	8.0	7.0	13.0	6.0	4.0	14.0	12.0
40歳代	140	30.0	18.6	15.7	10.0	12.1	6.4	3.6	7.1	7.9
50歳代	219	24.2	29.2	22.8	14.2	14.2	13.7	11.0	10.0	7.8
60歳代	240	24.2	28.3	21.7	13.8	10.0	13.3	12.5	5.4	3.3
70歳以上	356	21.3	16.3	9.3	7.0	3.7	5.9	8.7	2.2	0.8

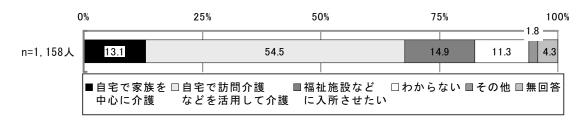
ボランティア活動に参加している世代は60歳代が最も多くなっていることから、 定年を迎えた世代を地域に呼び戻す取り組みなどを進めながら、世代間交流を図り、 若い年代のニーズにうまくコーディネートできるような工夫も必要となります。

自由意見では、市の特色である祭り行事をうまく活用して地域福祉を進めればよいという意見や、地域文化の伝承なども改良しながらうまく続けていけばいいという意見も出ています。

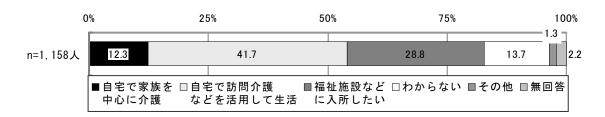


家族または自分自身が介護が必要な状態になったときは、いずれの場合も在宅での介護を希望する割合が高くなっています。訪問介護などのサービスを抵抗なく利用できるのは約4割で、抵抗はあるが利用するという人も4割弱となっています。

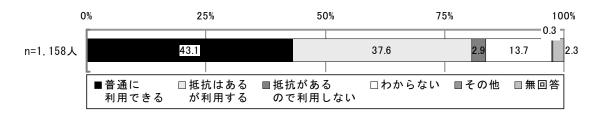
家族が介護が必要な状態になったときの希望



自分自身が介護が必要な状態になったときの希望



訪問介護などのサービスの利用について



(4) 保健や福祉の情報について

保健や福祉の情報の入手先は、「市の広報」が約8割であり、「町会・自治会の回覧」が約4割、「新聞・テレビ」が約3割となっていますが、年代によって違いがあり、20歳代では「市のホームページ」や「インターネット」が約2割となっています。年代によって必要とする情報を適切な方法で提供できるような工夫が必要となります。

保健や福祉の情報の入手先(年代別)

単	(1)	%

項目	回答者数(人)	市の広報	町会・自治会の回覧	新聞・テレビ	友人、知人	パンフレット	市のホームページ	近隣	インターネット	民生委員・児童委員
全体	1,158	81.2	40.8	30.1	25.6	10.5	8.5	8.4	7.9	7.4
20歳代	93	61.3	32.3	16.1	30.1	9.7	18.3	6.5	21.5	0.0
30歳代	100	86.0	31.0	21.0	27.0	6.0	9.0	6.0	13.0	4.0
40歳代	140	82.1	34.3	25.0	20.0	10.7	9.3	2.9	14.3	2.1
50歳代	219	84.9	38.8	34.7	28,3	11.9	8.7	3.7	10.0	3.2
60歳代	240	88.3	55.0	35,8	28,3	13.8	7.5	12.5	5.8	8.8
70歳以上	356	78.7	40.4	32.0	23.3	9.3	6.2	12.1	0.8	14.3

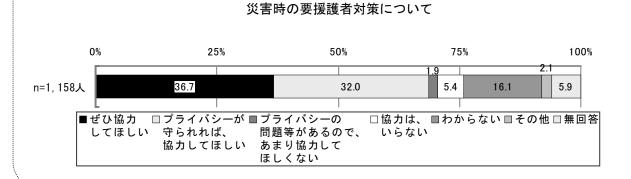
(5) 災害時について

災害時の避難や対応について不安に思うことは、「情報を得られるか」や「避難所に必要な設備があるか」などが上位になっています。 圏域別にみると、大滝で「避難所まで行くことができるか」が5割を超えており、地域特性を考えた対策が求められます。

災害時の避難や対応について不安に思うこと(上位8項目)(圏域別)

										単位 %
項		回答者数(人)	情報を得られるか	か 避難所に必要な設備がある	たり、薬をもらえたりするか避難所で必要な手当を受け	避難所まで行くことができ	知らせられるか緊急事態であることを人に	るかの人に助けてもらえ	悪くならないか	らえるからえるか
全体		1,158	64.9	41.5	32.0	29.7	28.2	20.0	17.7	17.3
秩父第	-	341	69.2	42.2	29.9	28.4	30.5	20.5	17.3	17.3
秩父第	<u> </u>	252	69.8	40.9	36.1	32.1	27.8	22.2	17.9	20.6
高篠		84	52.4	42.9	26.2	22.6	23.8	19.0	16.7	11.9
影森		127	63.8	52.0	38.6	26.8	32.3	18.1	17.3	12.6
尾田蒔	·····································	86	67.4	39.5	36.0	30.2	22.1	18.6	22.1	18.6
大田		40	67.5	27.5	32.5	35.0	27.5	10.0	20.0	25.0
吉田		93	62.4	31.2	28.0	25.8	33.3	20.4	16.1	14.0
荒川		98	58.2	42.9	26.5	32.7	21.4	20.4	17.3	19.4
大滝		24	25.0	37.5	29.2	54.2	20.8	25.0	20.8	16.7

災害時の要援護者対策については、約7割がプライバシーが守られることを条件に協力を希望しています。



自由意見では、地震などの災害時に対する関心が強く、防災無線が聞き取りにくい(特に高齢者)ことや避難所の確保への不安を訴える人が複数います。また、地震の際に近所の人から声をかけてもらって安心したということや、地域のつながりの必要性を改めて感じたという意見もあります。

今後、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみ夫婦世帯が増加傾向にある中、災害時の 安否確認や見守りといった地域の力が求められています。

6 市民が抱える生活課題

<地域を取り巻く状況や意識調査の結果からみえる主な生活課題>

(1)地域のつながりに関する課題

「地域」と考える範囲は、「隣、近所の範囲」と「自治会の範囲」を合わせると 4割以上になっており、町会の加入率は9割を超えています。しかし、加入率はわずかながら減少傾向にあり、地域の活動や行事にあまり参加していない人が半数を超えています。

市社会福祉協議会の会員加入世帯は増加傾向にあるものの、民生委員・児童委員 や市社会福祉協議会について、若い世代ほど名前や活動内容を知っている人は少な く、共に地域福祉における中心的役割を担っていることから、存在と意味を周知徹 底する必要があります。

災害時においても、近隣の声かけが大きな安心につながった経験から、地域のつながりの必要性が求められています。

(2) 高齢者・障がい者に関する課題

本市は、県より高齢者の人口割合が高く、人口ピラミッドや定住傾向からも、今後も高齢化が進むと考えられます。さらに、1世帯当たりの人員は減少傾向にあり、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみ世帯の増加が予想されます。地域差も大きく、特に大滝では人口の半数以上が高齢者となっています。

要介護者や障がい者も増加傾向にあり、また、介護が必要になっても、在宅での 生活を希望する人が半数以上となっていることから、一層、地域での介護力が必要 となってきます。

50歳代、60歳代では「ひとり暮らし等の高齢者世帯や障がいのある人」に関する声かけや手伝いなどの活動に関心があり、うまくコーディネートすることによって、地域での支え合い活動につなげていくことが期待できます。

老人クラブの会員数は減少傾向にあるなど、高齢者が活動できる場が少なくならないよう、高齢者の孤立を防いだり、生きがいづくりのためにも活動の活性化が望まれます。

(3)子どもに関する課題

子どもの数は減少傾向にありますが、地域の生活課題として、20歳代、30歳代では「公園など子どもの遊び場の充実」が上位にあげられています。同じく20歳代、30歳代では「乳幼児の短時間の預かり」や「仲間づくり」などの子育てに関する活動に関心があるため、活動の場を充実させ、支援していく必要があります。

(4)地域福祉の推進に関する課題

地域福祉を推進するためには、「地域ごとの福祉活動の拠点づくり」が必要だと 考える人が多く、次いで「住民と行政の協力(協働)」、福祉教育などがあげられて います。

行政と地域包括支援センターや社会福祉協議会などが連携して地域住民の活動 を積極的に支援し、住民同士の助け合い・支え合いによる課題解決の体制を築くこ とや、子どもの頃からの福祉についての教育が求められています。

第3章 計画の基本理念と基本目標

1 秩父市のめざす地域福祉

秩父市には、子ども、高齢者、障がいのある人、ひとり暮らしの人、介護を必要としている親と離れて暮らしている人、外国人市民、ひとり親家庭など様々な立場で、 多様な価値観・生活ニーズを持った人々が生活を営んでいます。

しかし、地域の中には孤立してしまったり、住みにくいと思っている人たちもいます。心身に障がいのある人や高齢者の状態、子育ての悩み等に対する理解が不足していたり、理解する機会がないため、誤解や偏見が生じています。地域のみんなが生活しやすいまちにするためには、地域に住む一人ひとりが理解し合う気持ちが重要です。

将来の地域像

家庭・学校・地域・行政等の連携により、子どもが 人権を尊重され健やかに育っています。また、性別や 年齢にかかわらず、多くの地域の人が子育てにかかわ り、地域の見守り、助け合いの中で安心して子どもを 産み育てています。



すべての人が生活・活動しやすい環境づくりが進められ、障がい者は地域で主体的に生活し、社会参加するとともに多くの職場で働き、高齢者は豊かな経験や知識を活かし、自立して生活しています。



地域では、多くの住民参加による支え合いや助け合いの仕組みができ、子どもや障がい者、高齢者が適切で多様なケアを受け、住み慣れた地域で安心して暮らしています。



秩父市では、このような将来の地域像をめざし、次のように基本理念と基本目標を 掲げます。

2 基本理念と基本目標

(1)基本理念

人にやさしい 助け合いのまち

(2)基本目標

基本理念を達成するための考え方を基本目標とします。それを推進するためには、 市民一人ひとりが福祉意識を高め、市民、事業者、行政がそれぞれに役割を果たし ながら、連携・協力していくことが大事です。

そのためには、地域住民自ら主体的に参加していくこと、男女が共に対等に参画すること、そして関係機関や関係団体などが協働して取り組んでいく姿勢が大切です。

1)優しい心を育む福祉教育の推進

優しさにあふれるまちづくりのために、すべての市民が福祉への理解を深める機会を持ち、子どもから大人まで生涯を通じて優しい心を育む福祉教育を推進します。

2) 地域を支えるネットワークづくりの推進

共に支え合う地域福祉づくりのために、地域での「話し合い」や「見守り」に 市民が参加し、活動しやすい環境を整えるなど、地域を支えるネットワークづく りを推進します。

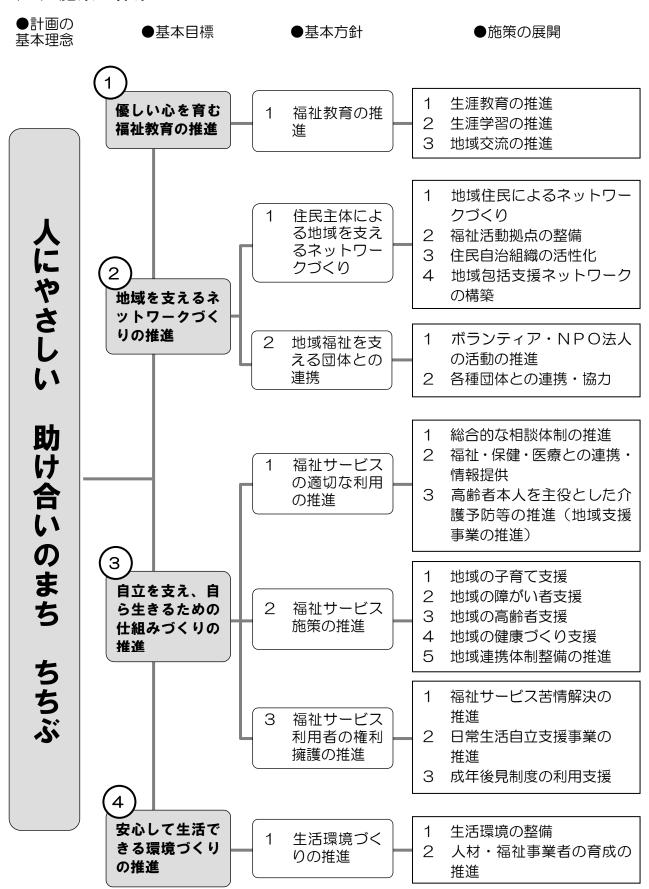
3) 自立を支え、自ら生きるための仕組みづくりの推進

自立した生活を送ることのできる地域社会づくりのために、個々の人に対して 適切な福祉サービスを総合的に提供できる仕組みづくりと、それを生かして自立 を支え、自ら生きるための仕組みづくりを推進します。

4) 安心して生活できる環境づくりの推進

安心して生活できる環境づくりのために、福祉に携わる人材の育成を図るとと もに、自らの意思で様々な社会活動に参加でき、災害や急病などの緊急時におい ても関係者が連携し、いつでも安心して生活できる環境づくりを推進します。

(3) 施策の体系



第4章 施策の展開

基本目標1 優しい心を育む福祉教育の推進

基本方針 1 福祉教育の推進

乳幼児期の家庭から始まり、学校、職場、高齢期に至るまで、すべての生活の場面において、優しさを育む生涯教育や生涯学習の充実を推進します。

子どもから高齢者、障がい者など、性別、年齢を超えた交流を行うことにより、 命の大切さを感じ、人への優しさや思いやりの気持ちが自然と地域にあふれる福祉 文化の創造を推進します。

区 分 取り組み内容 ・家族の絆を大切にします。 ・近所の人たちに自分から「あいさつ」します。 自 助 ・地域の人たちとふれあえるボランティア活動等に参加します。 ・あらゆる世代と交流が図れる行事を企画していきます。 共 助 ・中・高校生のボランティアによる世代間交流を図ります。 ・福祉教育や生涯学習に関する情報提供を行います。 助 公 ・地域の団体と連携を図り、活動を支援していきます。

<施策の展開>

1) 生涯教育の推進

① 乳幼児期の福祉教育

①-1 家庭での福祉教育の推進

子どもの成長において、幼児期の家庭における生活環境は人格形成に大きな影響を与えます。乳幼児期から親子の愛情による絆で結ばれた家族とのふれあいを通じて、子どもが人に対する信頼感、豊かな情操、思いやりの心を育む家庭での福祉教育を推進します。

①-2 障がい児保育の充実

心身に障がいや発達の遅れ等のある保育に欠ける児童に対し、地域の友だちと一緒に学び、多様な体験ができる機会を提供するため、保育所をはじめ、 学童保育室等の各種保育施設への受け入れを推進します。

①-3 子どもから高齢者までの異世代交流事業の推進

幼児、小学生、中学生、高校生及び高齢者 などの各世代間での異世代交流事業を行い、 子育てを地域全体で支える風土を形成してい きます。



② 学校教育の福祉教育

②-1 「総合的な学習の時間」等の充実

小・中・高校の児童生徒が、高齢者や障がい者との地域での日常的な交流やボランティア活動、さらに施設訪問によるふれあい体験などを通して、優しく豊かな人間性を育むことが期待できることから、「総合的な学習の時間」等で社会福祉体験活動の充実を推進します。

また、学校が「総合的な学習の時間」の中で障がい福祉等について取り上げることが増えているので、学校と連携し、積極的に福祉教育の授業に協力します。

②-2 交流教育の推進

障がいのある児童生徒の社会性、自立心の育成と、障がいに対する正しい理解と認識を深めるため、特別支援学級と通常学級との交流の機会を拡充するとともに、障がいのある児童生徒が、心身の障がいに基づく種々の困難を克服するために必要な知識、技能、態度及び習慣を養い、社会参加と自立ができるよう教育の充実に努めます。

2) 生涯学習の推進

① 生涯を通じた福祉の学習の推進

地域住民の福祉への理解を深めるとともに、地域福祉活動やボランティア意識を育てるために、社会福祉協議会などが実施する福祉の心を育てる啓発活動や研修などの充実を図ります。

また、公民館の各種事業を通して地域福祉についての講座を設けるなど、福祉への理解を深めます。

② 企業等における福祉の学習の推進

近年、積極的にボランティア活動を行う企業も増えてきて、地域社会に貢献 しています。地域社会での交流を深める機会を増やすとともに、企業内での福 祉に対する意識をさらに醸成するために、企業等における福祉の学習を推進し ます。

3)地域交流の推進

様々な民俗文化に彩られた秩父文化の豊かさと、相互に助け合い育て合う秩父 地域の環境の中で、子どもたちがお祭りなどで伝承されている知識や技術、習慣 や伝統、生きる力となる知恵を受け継ぎ、豊かな人間性や社会性が身につくこと ができるふるさとをめざします。

地域の高齢者を招き、地域の歴史・文化・伝統芸能や遊び等についての学習あるいは、子どもたちの老人ホームへの訪問などにより、世代間交流の推進をめざします。

地域住民や関係機関等の協力による自然体験活動の機会の充実を図ります。

地域の教育力向上に向けて民生委員・児童委員、主任児童委員、幼稚園・保育 所(園)関係者、NPO法人、子ども会、青少年育成会、地域ボランティア、自 営業者、自治会等の人的資源を活用していきます。





基本目標2 地域を支えるネットワークづくりの推進

基本方針1 住民主体による地域を支えるネットワークづくり

地域に住む人々が安心して生活を送ることができるよう、地域住民が自ら主体となって参加する、地域を支えるネットワークづくりを推進します。

地域住民が活動を行うための地域福祉活動拠点の整備を推進します。

地域の基盤となる自治会活動の充実を図るとともに、地域の民生委員・児童委員や健康推進員、在宅福祉員、食生活改善推進員、赤十字奉仕団など地域の福祉活動を支える重要な担い手との連携強化など、住民自治組織の活性化を推進します。

区	分	取り組み内容		
自	助	・ひとり暮らしの方に、声をかけるようにします。・困りごとや悩みごとを相談できる人をつくっておきます。・自治会活動に積極的に参加します。		
共	助	・社会福祉協議会、民生委員児童委員協議会、自治会の連携を深めます。 ・住民が集まりやすい居場所をつくります。 ・生活課題については、自治会等で話し合い、解決に努めます。		
公	助	・各種団体活動を支援します。 ・地域の既存施設を有効活用し、活動拠点づくりを推進します。 ・地域包括支援センターの機能を充実します。		

<施策の展開>

- 1)地域住民によるネットワークづくり
 - ① 地域での話し合いの推進

社会不安が増大する中、地域の生活課題も複雑化し、見えにくくなってきていることから、地域の福祉問題に対してきめ細かく対応するには、そうした問題を日常の活動の中でいち早く発見し、解決していく仕組みが求められています。

そのためには地域住民自らが身近な生活課題を地域の問題として捉え、積極的にかかわりを持ち、共に生き、共に助け合い、支え合うという市民意識を醸成し、福祉の力を育てていくことが重要です。社会福祉協議会をはじめ関係機関と連携し、地域での話し合いの場を設けるなど地域の実情に応じた活動を推進します。

② 地域福祉活動の充実の推進

地域のひとり暮らし高齢者の見守りを地域住民が主体となって実施する「ふれあいコール事業」が市内の全域で展開されています。また、商店街でも自らの営業と見守りを統合した試みも開始されるなど、地域の特色を活かした様々な地域福祉活動が展開されています。

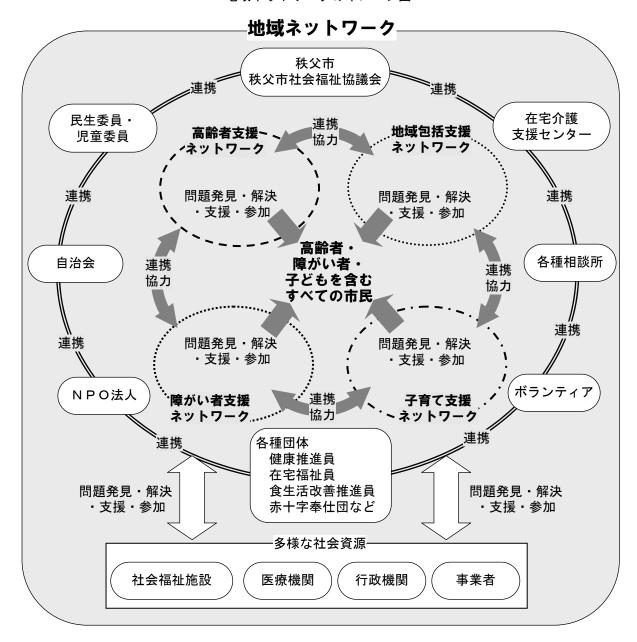
こうした活動が市内全地域で実施されるためには、地域福祉活動を担う地域 住民主体の組織化とともに、地域の実情やニーズに合った各種事業が展開され ることが必要です。社会福祉協議会や各自治会などが中心となり、地域の状況 を十分把握しながら、地域住民の主体的参加による地域福祉活動の拡大や事業 の充実を推進するとともに、市はこれらの活動を支援していきます。

③ 地域ネットワークづくりの推進

各自治会をはじめ、民生委員・児童委員、老人クラブ、健康推進員、在宅福祉員、食生活改善推進員、赤十字奉仕団などが日常の地域福祉活動を実践しています。

その中で発見された身近な問題を速やかに改善・解決するための組織としては、広範囲に活動しているボランティアやNPO法人、さらに地域で高齢者の介護に関する相談や必要なサービスを受けられるよう、関係機関と調整を行う地域包括支援センターや在宅介護支援センター、障がい者の生活を支援している地域生活支援センター、地域の多様な社会資源である社会福祉施設、医療機関、事業者、加えて消防署、交番、駐在所などの行政機関などと連携・協力を図ることが期待されています。さらに地域に密着している企業、商店街、郵便局、金融機関などが地域社会の一員として、施設などを地域活動に提供したり、従業員自ら福祉活動に参加するなど、地域と連携・協力を図ることが期待されています。

社会福祉協議会をはじめ関係機関と連携し、地域の実情に応じた地域ネットワークづくりを推進します。



2) 福祉活動拠点の整備

すべての住民が、地域福祉推進の担い手として福祉の力になることが求められている中、地域の福祉活動が継続的に発展していくためには、地域住民が自主的に参加しやすく、いつでも話し合いや情報交換ができる活動拠点が地域にあることが重要です。

地域ネットワークの構成員などが定期的に地域住民の相談を受けたり、地域の 福祉活動や問題を話し合うなどの場が求められています。

地域の既存施設のあり方を地域福祉活動の視点から見直し、例えば、地域の公会堂やコミュニティセンター、空き教室、福祉施設の会議室、空き店舗などを有効活用するなど、地域の実情に応じた活動拠点づくりを推進します。

3) 住民自治組織の活性化

住民自治組織は地域住民が、安心して豊かな生活を営むために必要な組織であり、ふだんから地域住民が協力し合って築いていくもので、これからの役割は重要です。

地域における人と人とのつながりが薄れたことから起こる、様々な社会問題や 社会不安に対し、市民一人ひとりが自分のこととして考え、共に助け合い、支え 合う行動が求められています。地域福祉の基盤である自治会活動の充実が期待さ れています。

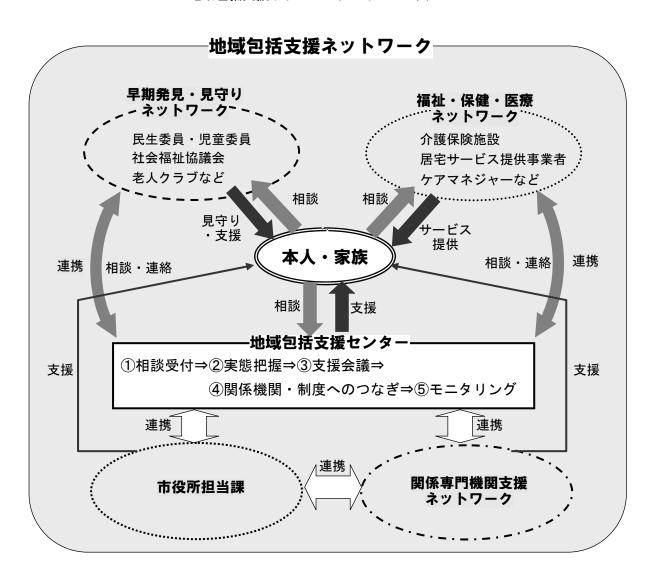
また、地域福祉活動の充実を図るためには、自治会活動の活性化とともに、自治会だけでは担うことが難しい活動については、地域の民生委員・児童委員、老人クラブ、健康推進員、在宅福祉員、食生活改善推進員、赤十字奉仕団など関係団体等との連携・協力を強めるなど、組織の活性化を推進します。

4) 地域包括支援ネットワークの構築

地域で暮らす高齢者を、福祉・保健・医療など様々な面から総合的に支えるため、市内3か所に地域包括支援センターが設置されています。

地域包括支援センターが担う「包括的・継続的なケアマネジメント支援」、「総合相談支援・権利擁護」や「介護予防ケアマネジメント」の機能は、介護サービスだけではなく、地域の福祉・保健・医療やボランティア活動、及び地域福祉を支える団体が連携し合うようでなければ実現しません。したがって地域包括支援センターが期待される機能を果たすためには、これらの様々な団体によって構成される「地域包括支援ネットワーク」を構築し、地域包括支援センターの活動を支えていくことが重要です。

この地域包括支援ネットワークは、住民(高齢者)の実態を把握し、支援を必要とする高齢者に対して適切な支援・継続的な見守りを行い、総合的な相談活動を展開します。また、高齢者が要介護状態になる前の段階から保健師や介護支援専門員(ケアマネジャー)など多職種の人間が、専門的な立場で互いに連携を取りながら、継続的に支援していくことを目的とします。





基本方針2 地域福祉を支える団体との連携

地域福祉活動の担い手としてボランティアやNPO法人等の活動に対する支援、協力を推進します。

地域福祉の推進を図るために、市と社会福祉協議会との連携・協力を推進します。

区	分	取り組み内容
自	助	・地域のボランティア活動に関心を持ちます。・自分でできる活動を行います。
共	助	・自治会等がボランティア活動に協力します。 ・高齢者や障がい者も参加しやすい雰囲気や気遣いを考えます。 ・ボランティア育成のための講座を開催します。
公	助	・ボランティアに関する情報を多くの人たちに発信します。・ボランティアセンターの充実に向けた支援をします。・NPO法人、各種団体との連携・協力を進めます。

<施策の展開>

- 1) ボランティア・NPO法人の活動の推進
 - ① ボランティアセンターの機能強化

ボランティアには、障がい者の社会参加を支援するなどの目的を持った団体として活動するもの、特定の事業で広く参加を呼びかけるもの、地域の中にあって地域住民として参加する地域活動など、様々な形態があります。

ボランティアの情報交換や仲間づくりの場としての機能強化が必要です。社会福祉協議会を中心にボランティア活動の記録、事例集などの整備と情報提供を行い、ボランティアをしたい人を育て、活動を支援する環境の整備に努めます。

② ボランティア連絡協議会の充実

社会福祉協議会を中心にボランティアセンターが、ボランティア活動の啓発と推進を図るため、ボランティア連絡協議会との連携を密にし、ボランティアセンターの一層の充実に向けた支援を行います。

③ ボランティアの育成

市内には、民生委員・児童委員や健康推進員、在宅福祉員、食生活改善推進

員、赤十字奉仕団、きぶねぎくの会、秩父農工科学高校ボランティア同好会などのボランティア団体があります。ボランティア活動は、市内の地域福祉活動を支える重要な担い手であり、今後もボランティア活動の支援を進めるとともに、多様なボランティアの育成を進めます。

社会福祉協議会を中心に「ボランティア気づきの講座」や地域での「ボランティア講座」等を開催し、ボランティアの楽しさなど活動する意欲を育てます。

④ NPO法人活動の推進

特定非営利活動促進法(NPO法)の成立から14年が経過した現在、設立されたNPO法人については、福祉分野に関する法人が最も多い状況にあります。NPO法人は、公的サービスでは補えない様々な福祉ニーズに対して、使命感を持ち、柔軟かつ機動的な活動をしています。

多様化する福祉ニーズに的確に対応するためには、NPO法人をはじめとする市民活動団体と行政が協働して、地域社会をつくっていくことが期待されています。

2) 各種団体との連携・協力

① 民生委員・児童委員との連携・協力の推進

民生委員・児童委員は、地域の住民を直接把握し、要援護高齢者や障がい者 と行政や社会福祉協議会などとのパイプ役として、また、本市の地域福祉の中 心的な担い手として高齢者世帯の見守り活動や各種相談、子どもたちへの支援 活動を実施しています。今後も町会や社会福祉協議会、各種ボランティア団体 など相互に連携協力体制を強化し、民生委員・児童委員活動の促進を図る必要 があります。

② 健康推進員との連携・協力の推進

行政と地域のパイプ役である健康推進員を支援・育成し、地域の健康づくりとして健康座談会、広報誌の発行、保健センターまつりの実施等を推進します。 生活習慣病の予防・早期発見を目的として特定健康診査やその他がん検診の 受診率向上のため、健康推進員等による受診の声かけを実施します。

③ 食生活改善推進員との連携・協力の推進

食生活改善推進員は、生活習慣病予防料理・伝承料理講習、親子クッキング、 乳幼児健診の離乳食・おやつの試食提供などを実施し、食に関する意識の向上 を図ります。

④ 在宅福祉員との連携・協力の推進

社会福祉協議会が中心となり実施している在宅福祉員制度については、身近 な地域における市民相互の福祉活動の中心的役割を担うものとして位置づけ、 在宅福祉員との連携・協力により活動の促進を図ります。

⑤ 赤十字奉仕団との連携・協力の推進

赤十字奉仕団は、災害時に備えての訓練、献血事業への協力、募金活動など を実施しており、今後も赤十字奉仕団との連携・協力により活動の促進を図り ます。

OHO

6110

0110

6110

6110

OTTO

6110

0110

助け合いの取組紹介

の共助の仕組み

ボランティアバンク

みやのかわ商店街振興組合

平成19年8月にシニア(中高年) が中心となって、援助を必要とする 高齢者などをサポートする取り組 みを開始しました。



<活動の主体>

- ・みやのかわ商店街に事務局を設置
- ・元気な中高年や主婦など広くボラ ンティア登録者を募集

○ <活動の内容>

- ・買物代行、話し相手、掃除、庭の 手入れなど、介護保険が適用され ない多様なサービス
- ・障がい者や子育て家庭もサービス の対象

<"一石三鳥"の効果>

- () 1 元気な中高年の活躍の場(介護予防)
- () ② 援助が必要な高齢者を支える仕組み
- () ③ 商店街の活性化

基本目標3 自立を支え、自ら生きるための仕組み づくりの推進

基本方針 1 福祉サービスの適切な利用の推進

住み慣れた地域で、市民が自立した生活を送ることができるように、困ったときにはすぐに相談ができるよう総合的な相談体制づくりを推進します。

福祉・保健・医療の必要なサービスの情報が、いつでも、どこでも入手できるよう情報提供を推進します。

相談機関等や地域活動の中で見出された福祉、生活課題などを適切な福祉サービスに結びつけるために、福祉・保健・医療の専門機関との連携を推進します。

取り組み内容 区分 ・自治会役員や民生委員・児童委員との交流を持ちます。 自 助 ・自分の体験を地域のために役立てます。 ・介護予防教室などに積極的に参加します。 ・地域の住民が、気軽に相談できる体制をつくります。 共 助 ・様々な会合などで地域の人たちに情報を提供します。 ・福祉サービスの質の向上に努めます。 ・社会福祉協議会の事業内容を市民に周知し、活用されるように努めま す。 ・地域住民からの相談には、担当窓口で親切に対応します。 公 助 ・市・県・民間の相談窓口を紹介し、活用をPRします。 ・福祉サービスの情報を分かりやすくホームページなどに掲載します。

<施策の展開>

1)総合的な相談体制の推進

① 地域の相談体制の充実

民生委員・児童委員は、最も身近な相談者として住民の立場に立ち、地域社会で相談・支援などの福祉活動に貢献しています。社会不安が増大する中で、だれもが安心して暮らせる地域社会の実現に向けての「地域福祉の推進役」として期待されています。

また、日常的に地域住民が気軽に相談ができるように心がけることが求められていますので、研修等による相談対応などの向上を図ります。さらに、相談

に対して適切に福祉サービスを結びつけていくことが必要ですので、高齢者の ための地域包括支援センターや在宅介護支援センター、障がい者のための障が い者総合支援センター(フレンドリー)や生活支援センター(アクセス)、障 がい者就労支援センター(キャップ)、児童にあっては、家庭児童相談員、子 育て支援センター、小中学校のさわやか相談員、主任児童委員とも協力して専 門機関との連携が円滑に行えるよう環境づくりを推進します。

障害者自立支援法の制定により、障がい者が地域で自立した生活を送るためには障がい者自身の力とともに、相談に対して適切な福祉サービスに結びつけていくことが必要ですので、民生委員・児童委員や各障がい相談支援機関などとの連携が円滑にできる環境づくりを推進します。

② 地域の福祉施設の活用

地域には、社会福祉法人などが運営する高齢者や障がい者の入所施設、さらに保育所や心身障がい者のための日中活動の場など、様々な通所施設があります。それぞれの施設には常に専門職員がいて、在宅での様々な課題に対応できる専門的技術を持っていることから、地域住民の相談に応じる有効な社会資源として期待されています。また、地域の福祉施設にとっても、地域住民に親しまれ支持されることは重要なことです。

地域の福祉施設を有効に活用できるよう、社会福祉法人をはじめとする福祉施設の理解と協力を得て、地域住民が相談しやすい環境づくりを推進します。

2) 福祉・保健・医療との連携・情報提供

① 分かりやすい情報の提供

利用者に合った福祉サービスを自ら選択し、利用するためには事業者のサービス内容などの情報が適切に提供されることが必要です。

また、地域で自立して生きるためには、福祉サービスにとどまらず保健や医療のサービスを含めた分かりやすい情報がいつでもどこでも入手でき、活用できることが必要です。

利用者が福祉サービスなどの情報を入手しやすく、有効に活用できるよう、 高齢者、障がい者、子育て等保健福祉に関する情報を、インターネットのホームページを積極的に活用するなど、分かりやすい情報の提供に努めます。

② 事業者の情報公開の推進

利用者が様々な状況に応じた適切な福祉サービスを選択するためには、事業者のサービスの質の向上や経営の透明性が必要です。

そのためには、事業者が積極的に事業内容の情報を開示するとともに「第三者評価事業」が実施されるよう事業者に働きかけます。

また、市が実施する社会福祉法人の指導監査についても、その結果を開示します。

③ 福祉・保健・医療の連携推進

市民が地域で自立した生活を送るためには、福祉サービスだけで解決することが難しい事例は多くあり、保健や医療などのサービスも含めた総合的対応が求められ、サービスを調整する仕組みが必要です。

介護保険制度にあっては、要介護及び要支援の高齢者に対して、地域包括支援センターや居宅介護支援事業所の介護支援専門員(ケアマネジャー)等が、福祉・保健・医療の各種サービスを調整するケアマネジメントを実施しています。

児童にあっても、児童虐待の増加や子育てにかかわる問題が複雑化しており、 関係機関の連携が重要です。

配偶者等からの暴力では、これまで家庭の中で潜在化してきたことや児童虐待などとも相互に絡み合って問題が複雑化しているため、関係機関の連携が重要です。

そのためには、要保護児童対策地域協議会をはじめ様々な分野の関係機関や専門職などと、地域住民の福祉活動との連携を図り、総合的な支援に努めます。

また、支援を要する人に対していかに福祉サービスを提供するかという視点だけでなく、高齢者にあっては、健康づくりや活発な社会参加を通して「閉じこもり」や「認知症」などを防ぐ『介護予防』という視点からも、保健や医療を含めた様々な分野との連携を推進します。

3) 高齢者本人を主役とした介護予防等の推進(地域支援事業の推進)

高齢者を対象に、介護が必要な状態にならないよう、適切な予防活動を行い、 住み慣れた地域でできる限り、自ら活動的で生きがいのある生活が送れるよう支援します。

平成24年度からは70歳、73歳、76歳、79歳の方及び65歳以上の方で調査を希望する方(要支援・要介護認定者を除く)を対象に健康自立度調査を実施します。その結果、一次予防事業の対象者(現在の健康自立度・生活機能を維持していただく方)と二次予防事業の対象者(健康自立度の低下している方)を選定します。

一次予防事業の対象者には、地域包括支援センターが主体的に介護予防の教室 や相談事業等の介護予防普及啓発事業を実施します。また、各町会等で計画・実 施する介護予防活動支援事業を支援します。そのような事業を展開することで、 要支援・要介護状態になることを予防します。

二次予防事業の対象者には、地域包括支援センターがアセスメントし、必要により運動機能向上、口腔機能向上、栄養改善、閉じこもり・うつ予防等の教室に

参加していただき、介護予防ケアマネジメントを継続的に実施します。その結果、 教室へ参加していただき、さらに自主的に家庭においてプログラムを実践してい ただくことで、健康自立度・生活機能の向上を図っていきます。

今後の展開としては、対象者の近隣や地域社会、民間事業所などの援助活動としてのサービス(インフォーマルサービス)や地域活動支援事業の拡大などがあります。

また、二次予防事業の対象者に対するきめ細かな介護予防ケアマネジメント、 支援が的確かつ迅速に行えるよう介護支援専門員(ケアマネジャー)、保健師、 社会福祉士などの専門職種のマンパワーの確保も重要な課題です。



基本方針2 福祉サービス施策の推進

核家族化の進行に伴う単身高齢者及び高齢者夫婦世帯や共働き世帯の増加、子どもたちが多様な人間関係を経験する機会の減少など、様々な問題が想定される中で、 地域の連携、協力体制の確立を図ります。

一人ひとりが地域で自立できるよう、高齢者、障がい者、児童などに対する地域 支援を通して、福祉サービスや、保健、医療など各種施策を推進します。

区分	取り組み内容
自助	・地域の子どもたちと顔見知りになるよう心がけます。・子どもの登下校時にパトロール等の協力をし、子どもを見守ります。・子ども、高齢者、障がい者等の視点に立って行動します。・虐待と思われることはすぐに通報します。
共 助	・地域全体で、子どもを見守り育てる体制をつくります。・地域のみんなで、登下校時の見守りパトロールを実施します。・虐待について互いに情報を共有し、解決に努めます。・子ども、高齢者、障がい者等と交流の機会をつくり、理解を深めます。
公 助	・子どもたちを犯罪から守るための対策を講じます。・見守りの活動等を支援します。・障がいについての正しい知識の普及・啓発に努めます。・虐待通報があれば、関係機関で迅速に対応します。

<施策の展開>

1) 地域の子育て支援

① 総合的な子育て支援体制づくり

少子化、女性のライフスタイルの多様化、長引く不況等により働く女性が増加しており、女性が働き続けることのできる社会的支援が求められています。

地域での子育てについては、保育所や幼稚園に通っている場合は、その施設等で相談などができますが、自宅で育てている場合には家族構成の変化や地域のつながりが希薄になってきたこともあり、育児の悩みなどを気楽に相談できる環境が地域で失われてきています。

そのような中で、市民だれもが安心して子育てができるよう町会をはじめと した地域住民組織や地域子育て支援センター等の関係機関による、子育てを支 える仕組みづくりと子育てにかかわる福祉サービス等の施策を推進します。

② 保育所施設等のサービスの充実

子育て支援に対する市民の要望は高まりつつあります。そこで保育サービスとして、一時保育や延長保育の充実を図るとともに、病児保育、休日保育の実施などについて検討していきます。

また、地域での子育てを通した「交流の場」として保育所の庭開放を行っています。その他、低年齢児を対象とした親子のふれあいのための「つどいの広場」事業の充実を推進します。

また、子どもの預かりや保育所などへの送迎など、市民全体で子育てを支えていこうという「ファミリー・サポート・センター事業」は、すべての家庭が気軽に利用できる制度として充実が求められています。

③ 子育てネットワークの形成

子どもの健やかな発育・発達を支援するため、妊婦訪問・両親学級等を開催し、妊娠時から妊娠、出産、育児に関する適切な母子保健情報の提供とともに母親同士の交流を通じて、仲間づくり等の子育て支援を行っています。また、新生児訪問、乳児・1歳6か月児・3歳児健康診査・育児相談とともに、健診未受診者及び健診後の訪問等を実施しています。

次代を担う子どもやその家庭に対する支援については、子どもの幸せを第一に考え、個人・地域・行政でできることを理解し、共に子育てを支援し合うまちづくりが必要です。子育てをする人がその喜びを実感できるために、地域社会の支援を充実し、市民と地域と行政の支援ネットワークの確立をめざします。

市内には子育て中の親が集まり自主的に運営している育児サークルがあり、こうした活動に参加しやすいよう情報の提供や活動を支援していきます。また、育児サークルの育成や、地域の子育ての相談などを支援している地域子育て支援センターの充実を図るとともに、保育所(園)や保健センターで行っている育児相談等に応じていることを市民に知ってもらうことも必要です。子どもを通して親同士が知り合う機会をつくり、また育児に役立つ情報の提供に努め、きめ細かい支援サービスを提供します。

また、子どもたちの中には、家庭内における様々な問題により、問題解決の 糸口を見出せず不安を抱えながら生活し、時には問題行動へと発展する場合が あります。専門機関での相談の中には、青少年の大事な時期に地域とのかかわ りが希薄なため、問題行動が顕在化してしまうケースもあります。このような 問題を未然に、また適切に対応していくため、家族、学校、民生委員・児童委 員や関係機関などが連携・協力して、子どもたちをサポートする支援体制の充 実を図り、地域全体で青少年の健全育成に取り組むことが重要です。

乳幼児期からの食生活については、発達段階に応じた学習の機会や情報を提供し、食育の推進を図っていきます。

小児の救急医療については、秩父郡市医師会との連携のもと、平日夜間の小

児救急医療体制の充実に努めます。

思春期保健対策としては学校、地域、家庭における健康教育の充実を図り、 自ら健康管理ができるよう正確な情報を提供するとともに、相談業務に従事する専門職の資質の向上、確保に努めます。また、子どもを取り巻く有害環境と して喫煙や薬物等に関する防止教育を推進していきます。

子育てネットワーク 住民主体の 行政主体の 子育てネットワーク 子育て支援・ ネットワーク 事務局 事務局 行政 育児サークル 警察署 事務局 事務局 子ども NPO法人 児童相談所 家族 母親クラブ 保健所 ヮ ワ 連携 教育関係者等 各種団体等

子育てネットワークのイメージ図

④ 幼稚園における延長保育の推進

就労形態の多様化等に伴い、幼稚園の保育時間の延長を希望する保護者の方のニーズに応えるため、延長保育について推進することが重要です。



2)地域の障がい者支援

① 障がい者の自立支援

平成15年4月「支援費制度」が実施され、障がい者自身による福祉サービスの選択が可能になり、在宅福祉が拡充され、障がい者の社会参加、自立促進に大きな役割を果たしてきました。さらに、平成18年4月から障害者自立支援法の施行により、従来、身体障がい、知的障がい、精神障がいと障がい種別ごとに分かれていた制度が一本化され、共通のサービスを地域において受けられるようになりました。複雑に組み合わさっていた福祉サービスが一つになり、総合的に障がい者の地域での自立した生活を支援しています。

ノーマライゼーションの理念の下、障がいの種別、程度を問わず、障がい者が自ら地域で自立した生活ができるよう、必要とする障害福祉サービスその他の支援を受け、障がい者の自立と社会参加の実現を図っていくことを基本として、障害福祉サービスの提供基盤の整備を進めます。

② 障がい者を支える基盤づくり

障がい者の自立支援の観点から、地域生活移行や就労支援といった課題に対応したサービス提供基盤を整えるとともに、障がい者の生活を地域全体で支えるシステムを実現するため、身近な地域におけるサービス拠点づくり、NPO等による福祉サービスの提供など、地域の社会資源を最大限活用し、基盤整備を進めます。

障がいのある人もない人も尊重し合って共に地域で暮らせるよう、障がい者に関する正しい理解やサービス・制度に関する情報提供を促進し、広報・啓発に努めます。また、共生社会の実現に向け、交流の機会を充実します。

③ 障がい者の社会参加の促進

障がい者やその家族の社会参加活動と、コミュニケーション、文化、レクリエーション行事への参加、スポーツ活動の自己表現等を通じて、生活の質の向上が図られるよう条件整備に努めていきます。

④ 障がい児に対する支援体制の整備

就学前の障がい児の支援については、障がいの早期発見・早期療育により、 心身のよりよい発達を促すことが可能なことから、福祉・保健・医療との密接 な連携のもとに、家庭教育の推進及び就学指導・相談体制の整備を図ります。

4-1 乳幼児に対する支援

乳幼児の健全育成に努めることを目的に、乳幼児健康診査等で支援が必要 と認められた乳幼児及び保護者に対し、乳幼児の発達の促進等を図ることや、 保護者の子育て支援を行うため、理学療法士、言語聴覚士、臨床心理士等に よる相談事業の充実に努めます。

4-2 療育体制の整備

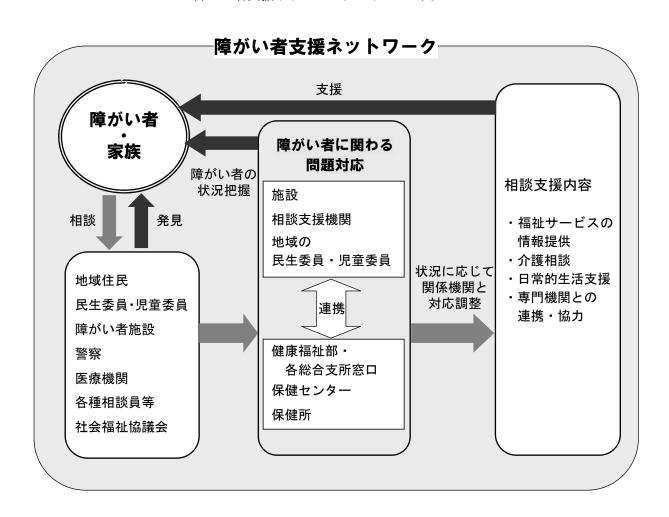
学校、学童保育室に通う障がい児に対して適切な保育・指導を提供し、一人ひとりの障がいの状態、発達段階及び特性に応じたきめ細かな指導に努めます。また、発達につまずきがあったり、障がいのある幼児に対しては、その年齢や状態に応じた療育を実施するため「星の子教室」等での継続的な支援に努めます。

④-3 福祉・保健・医療の連携

障がい者の支援には、様々な分野が連携し、協力することが重要です。障がい者本位のサービス体制を整備していくため、福祉・保健・医療等の分野の連携を図るとともに、総合的なサービスが提供できるシステムの検討と導入をめざします。

⑤ 障がい者支援ネットワークの形成

障がい者支援ネットワークのイメージ図



3)地域の高齢者支援

社会の変化、核家族化の進行に伴う単身高齢者世帯及び高齢者夫婦世帯や共働き世帯の増加に伴う日中独居高齢者の増加、また地域のつながりの希薄化の進行により、高齢者等が自宅内に引きこもりがちになり、心身の機能の低下や、緊急時に近隣の支援が受けられなくなることも想定されます。

こうした諸課題への対応として、多様なサービスを提供していくためには、行政はもとより、市民、ボランティア団体、社会福祉法人、サービス提供事業者がそれぞれの役割を理解し、取り組むことが必要です。

高齢者が安心して自立した生活を送れるよう、自治会をはじめとした地域住民 組織や地域包括支援センター等、関係機関による高齢者を支える仕組みづくりを 確立しつつ、地域での人と人とのつながりを大切にし、互いに助けられたり、助 けたりする関係を築きながら共に生き、支え合う社会の実現をめざします。

(1) 高齢者の生きがいづくりと健康づくりの推進

高齢者の生きがい活動の推進として、敬老事業や生涯学習活動、スポーツレクリエーション活動の充実を図ります。また、老人クラブ活動等の自主的活動や三世代交流、ボランティア活動等の自主的活動の支援を行います。

② 市民全員による高齢者等の見守り支援の推進

ひとり暮らし高齢者・重度障がい者等に対しての安否確認ならびに緊急時の対応を行うために、高齢者の見守り活動・声かけ運動を推進します。

③ 安心して暮らすための在宅福祉サービスの推進

介護保険で自立と判定された方や二次予防事業の対象者として認定された 方を対象とした生活支援サービス、在宅で介護をされている方への支援、その 他在宅福祉事業を推進します。

④ 施設の整備・活用

入所(入居)施設として市内には養護老人ホーム、ケアハウス、有料老人ホーム、生活支援ハウスが整備されています。

通所・利用施設としては、地域包括支援センター、地域型在宅介護支援センター、介護予防拠点施設、福祉交流センター等が整備されています。

今後の需要意向に対応しながら、関係機関と連携し整備を進めていきます。

⑤ 介護保険サービス等の推進

要介護者等が可能な限り住み慣れた地域で、施設、在宅を問わず本人が選択した環境により、必要なサービスが提供できるよう推進していきます。

⑥ 老人保健事業や介護予防事業の充実

高齢者の医療の確保に関する法律及び健康増進法により、40歳以上の健康 づくりと生活習慣病予防及び疾病の早期発見・早期治療を図るため、特定健康 診査を実施しています。特に特定健康診査の要指導者に対して、健康相談、個 別相談や疾病別の個別健康教育等に重点をおいています。

65歳以上の高齢者については、一次予防事業の対象者の健康づくり事業への積極的な参加を促し、また二次予防事業の対象者の把握に努めるとともに、寝たきりの原因となる生活機能の低下や生活環境の問題等の改善を図るため、認知症の予防に事業等も含め取り組みの充実を図っていきます。

⑦ 地域包括支援センターの充実

地域包括支援センターでは、高齢者が住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を継続していくことができるようにするために、どのような支援が必要かを幅広く把握し、相談を受け、介護保険サービス以外の適切なサービス、機関又は制度の利用につなげていくなどの支援を行います。

⑧ 社会福祉協議会の充実

社会福祉協議会は、地域福祉に関するネットワークの中心的存在であり、重要な担い手の一つです。

社会福祉協議会が、住民組織やあらゆる福祉事業関係者の組織化を進め、連絡調整機能を十分に発揮し、また、民間では対応が困難な福祉サービスを提供することができるよう支援します。

高齢者支援ネットワークのイメージ図

高齢者支援ネットワーク⋷ 入所(入居)サービス 相談支援 介護保険施設 健康福祉部 · 各総合支所窓口 養護老人ホーム 地域包括支援センター ケアハウス 在宅介護支援センター 有料老人ホーム 社会福祉協議会 生活支援ハウス 心配ごと相談所 認知症グループホームなど 問題発見 解決 支援 問題発見 問題発見 参加 地域支援 解決 解決 高齢者支援サービス 支援 支援 地域住民 参加 参加 介護保険サービス 自治会 高齢者·家族 高齢者デイサービス 民生委員·児童委員 地域ミニデイサービス その他 在宅福祉員 緊急通報システム NPO法人 問題発見 問題発見 配食サービス 解決 ボランティア 解決 支援 ふれあいコールなど 老人クラブなど 支援 問題発見 参加 参加 解決 支援 参加 地域資源等の活用 関係機関等 医療機関 老人福祉センター 消防署 介護予防拠点施設 警察署 福祉交流センター 薬局など 高齢者憩いの家など



4)地域の健康づくり支援

市民の健康づくりと健康意識の高揚のため、健康推進員、医師会、歯科医師会、薬剤師会その他の関係団体等の協力のもとに保健センターまつりを実施し、楽しい交流を通じて健康で充実した人生づくりの知識の普及に努めます。

公民館や福祉交流センター、地区の集会所等において、食生活改善推進員・健康推進員等の協力のもとに生活習慣病予防のための事業を実施し、生活習慣の改善を図り市民の健康づくりを推進します。

5) 地域連携体制整備の推進

地域住民の生活課題には、高齢者、障がい者、児童などそれぞれの個別支援で改善・解決できるものもありますが、家庭には家族の介護や子育ての問題のほか、配偶者等からの暴力や青少年の問題など、それぞれの問題が相互に複雑に絡んでいる場合も少なくありません。また、核家族化に伴い今日では、扶養や、介護をめぐる問題も複数世帯にまたがるという難しい状況が見受けられます。

こうした状況に対応するためには、家族の協力に自ずと限界もあることから、 地域住民や事業者の理解による協力とともに、関係行政機関が連携・協力し、総 合的な課題解決に向けた取り組みを推進します。



基本方針3 福祉サービス利用者の権利擁護の推進

利用者の立場に立った適切な福祉サービスを利用できるよう、苦情解決制度、日常生活自立支援事業、成年後見制度の周知及び定着を推進します。

区	分	取り組み内容		
自	助	・ケアマネジャーに相談ができる関係を持ちます。・困ったことやわからないことがあったら、周りの人に相談します。		
共	助	・福祉サービス提供事業者は、利用者との話し合いを持ちます。 ・利用者が苦情を申し出やすい環境をつくります。		
公	助	・福祉サービスについて、第三者委員制度を推進します。 ・日常生活自立支援事業を推進します。 ・成年後見制度の普及に努めます。		

<施策の展開>

1) 福祉サービス苦情解決の推進

利用者と事業者が対等な関係で福祉サービスを利用できるよう、利用者が苦情の申し出をしやすい環境を整え、適切な解決が図られる必要があります。

福祉サービスに関する苦情は、まず当事者である利用者と事業者の間で解決されることが望ましく、事業者自ら適切な解決に努めなければなりません。

しかしながら、一般的には利用者の立場が弱く、事業者と対等な立場で話し合うことが困難な場合があります。事業者の段階で解決に至らなかった苦情などについては、利用者の立場や特性に配慮し、適切に対応するために、福祉に対して理解の深い有識者で構成する第三者委員を置き、円滑な苦情解決に努めています。こうした制度について、市民への一層の周知を図るとともに、有効活用がなさ

れるよう環境づくりを推進します。

2) 日常生活自立支援事業の推進

日常生活自立支援事業は、高齢者、知的障がい者、精神障がい者などのうち、 判断能力が不十分な人に対し、福祉サービスの利用援助や日常的金銭管理などを 行う事業です。

介護保険制度や自立支援制度が始まり、同事業の果たす役割はますます大きくなってきています。

3) 成年後見制度の利用支援

成年後見制度とは、判断能力が不十分な人のために代理人が本人に代わって財産管理や契約の締結等を行ったり、本人が誤った判断に基づいて契約を締結した場合にはそれを取り消すことができるようにするなど、本人を不利益から守る制度です。

判断能力が不十分な人が地域で自立して生活していくためには、社会福祉施設等への入退所契約などの法律行為を行うことが必要な場合や、悪徳商法などの被害に遭うことのないよう本人を保護し、支援する必要があります。

こうしたことから、成年後見制度の周知・普及に努めるほか、本人に判断能力がなく、親族もいない場合には、市長が家庭裁判所への後見人付与の申立てを代行するなどの利用の支援を行います。

成年後見制度の利用に際し、申立てを行うべき親族がいない高齢者に対し審判の申立てを行うとともに、審判に要する経費や成年後見人等への報酬を負担する能力のない方には、その費用の全部又は一部を助成します。



基本目標4 安心して生活できる環境づくりの推進

基本方針1 生活環境づくりの推進

すべての市民が安心して社会生活を営むことができるよう、市民、事業者、行政 が連携してまちづくりを推進します。

地域で支援を必要としている人に、適切な福祉サービスを提供することができる 幅広い人材の育成を推進します。

多様化する福祉ニーズに対して、多くの事業者が参加できるよう環境を整えます。

区 分 取り組み内容 ・日ごろから、隣近所と災害時の話し合いをします。 ・公園などの公共の場は自分たちできれいにします。 自 助 ・自転車の放置をしないなど、ルールやマナーを守ります。 ・地域の防災訓練に参加します。 ・自治会、民生委員・児童委員、消防団などが協力して、災害時要援護 共 助 者を支援する体制をつくります。 ・福祉の人材育成、地域活動のリーダーの育成に努めます。 ・公共の場所のバリアフリー化に努めます。 ・災害時要援護者登録制度の周知を図ります。 公 助 ・自主防災組織の設立を支援します。 ・高齢者、障がい者等が住みやすい住宅の整備を進めます。

<施策の展開>

1) 生活環境の整備

① 福祉のまちづくりの推進

高齢者や障がい者、妊産婦、乳幼児連れの人たちなどすべての市民が安心して生活を送るためには、住宅や生活環境の整備を促進する必要があります。

スーパーマーケット、金融機関など社会生活を営む上で、利用する機会の多い公共的建築物については、関係機関の理解と協力を積極的に求め、ユニバーサルデザインの推進やバリアフリー化に向けた改善・整備の促進に努めます。

新たに整備を行う道路については、「埼玉県福祉のまちづくり条例」に基づき、障がい者に配慮された歩行空間の創出を図ります。

② 安心で快適な生活基盤の充実

新たに整備する公園については、「埼玉県福祉のまちづくり条例」に基づき、 高齢者や障がい者に配慮された公園空間の創出を図ります。既存の公園につい ては、市民の要望を踏まえながら改善の推進を図ります。

③ 公共交通機関の維持強化

身近に公共交通機関がなく、交通手段のない高齢者や障がい者の、日常生活 に必要な買物、通院等にかかる足の確保が重要な課題となっており、現在行われている外出支援サービスの充実を図ります。

また、すでに平成23年3月末から、民間で買物弱者対策として一部の地域で運行している買物乗合タクシーなど、デマンド交通を充実していきます。さらに、ちちぶ定住自立圏の中で秩父地域全体で公共交通を考え、既存の路線バスの再編成等をして「誰もが利用しやすい公共交通」の推進を図ります。

④ 住宅環境の整備の推進

高齢者や障がい者が地域で自立できるよう建築物の所有者、管理者及び建築 士等に対し、高齢者や障がい者に配慮した建築の意義及び知識を理解してもら うため、啓発活動を推進します。

高齢者や障がい者が利用しやすい住宅の整備・改修を図るため、福祉・建築 部門との連携を強化し、一体化した情報が提供できるよう相談体制の整備に努 めます。

⑤ 災害等緊急時に備えた体制の整備

高齢者や障がい者等に対する防災意識、防災知識の普及・啓発に努めるとと もに、災害時に障がい者が適切に避難できるよう、情報提供や避難等の支援体 制の整備等に努めます。

災害時において、社会福祉施設や自力避難が困難な障がい者等の家庭に対して、情報伝達や避難等の支援を行うため、平成23年度より災害時要援護者支援制度を開始し、災害時要援護者一人ひとりの状況を踏まえた体制整備の強化に努めます。

市民レベルでも日ごろから特定の人を決めて、重要な情報を伝えてもらうよう依頼しておくなど、地域住民の自主的な地域活動や防災活動の取り組みを支援します。

2) 人材・福祉事業者の育成の推進

① 人材育成の推進

福祉は人づくりからと言われています。市民が安心して生活するためには、 すべての人が日ごろから福祉に対する理解を深めるとともに、その機会が十分 与えられていることが必要です。

地域で身近な福祉活動を行う人材を発掘、育成し、地域で支え合う活動に結びつけていくことも重要です。

福祉関連事業所の従事者が適切な福祉サービスを提供するためには、知識や技術の高度化に対応できる研修の充実などによる資質の向上が求められます。

また、社会福祉法人等にあっては、福祉の各種資格を取得し、福祉関連従事者をめざす人に対する研修生を積極的に受け入れることが重要です。

支援を必要とする人に、地域で適切な福祉サービスを提供することができるよう、地域福祉活動を実施するボランティアから社会福祉事業従事者の専門職まで幅広い人材の育成を推進します。

② 福祉事業者の育成の推進

多様化する市民の福祉ニーズに対して、行政や民間事業者だけでなく、NP O法人など、多様な主体が事業に参加できる環境が整備されていることが必要です。

行政の役割のあり方について総合的な立場から見直しを図り、民間事業者等の参入を容易にする情報提供を行い、福祉関連事業に民間事業者やNPO法人など幅広い事業者の参画を促進します。





第5章 計画の推進体制

1 地域福祉推進の仕組み

地域福祉の主役は、すべての市民です。「人にやさしい 助け合いのまち ちちぶ」を実現するために、市民と行政、そして地域で活動する様々な団体が地域福祉の担い手となり、協働して取り組んでいく必要があります。

(1) 市民の役割

市民一人ひとりが福祉に対する意識や認識を高め、地域社会の構成員の一員であることの自覚を持つことが大切です。

今後は、地域福祉の担い手として福祉施策への意見を表明したり、自らボランティアなどの社会活動に積極的かつ主体的に参加したりするなどの役割が求められています。

(2) 町会・自治会の役割

町会・自治会は、市民にとって最も身近な存在として、地域での支え合いの意識の向上を図るとともに、市民と行政の協働に参画する一員としての役割を果たすことが期待されます。

(3) 民生委員・児童委員の役割

民生委員・児童委員は、「社会福祉に関する活動を行う者」として、社会福祉の公的サービスの仕組みから漏れたり、利用したがらない人たちへの対応など、近年、その役割はさらに大きくなっています。また、現在の公的な制度や施策だけでは解決できない不安や孤独、孤立、引きこもりなどの心の問題を抱えた人たちの発見と、信頼関係を築きながらの相談・援助も期待されています。

(4) 地区活動団体の役割

地区活動団体は、地域の保健や福祉についてのニーズに対し、今まで培った経験 や技術・知識を活かして、地域への貢献や活躍が期待されます。

(5) 福祉サービス事業者の役割

福祉サービスの提供者として、利用者の自立支援、サービスの質の確保、利用者保護、事業内容やサービス内容の情報提供及び公開、他のサービスとの連携に取り組むことが求められています。

また、地域福祉のニーズに基づく新たなサービスや、住民の福祉への参加の支援 や福祉のまちづくりへの参画に努めることが求められています。

(6) 社会福祉協議会の役割

平成12年の社会福祉法の改正において、社会福祉協議会は地域福祉の推進を担 う中心的な団体として明確に位置づけられました。

社会福祉協議会は、社会福祉を目的とする事業の企画及び実施、普及、助成など、地域に密着しながら、地域福祉を推進するための様々な事業を行っています。

本計画の基本理念及び基本目標を達成するために、地域福祉活動への市民参加をはじめとして、計画のそれぞれの分野で社会福祉協議会が大きな役割を担うことが期待されています。

社会福祉協議会が策定する「地域福祉活動計画」と相互に連携しながら、本計画に基づく各施策を推進します。

(7) 行政の役割

地域福祉の推進にあたって、行政には市民の福祉の向上をめざして福祉施策を総合的に推進する責務があります。

それを果たすために、地域福祉を推進する関係機関・団体等の役割を踏まえながら、相互に連携・協力を図るとともに、市民ニーズの把握と地域の特性に配慮した施策の推進に努めます。

さらに、地域福祉への市民参加の拡充に努めるとともに、総合相談体制や地域福祉活動拠点の整備支援、情報提供の充実などが求められています。

(8) 財源の確保と適正な受益者負担

どんなにすばらしい計画でも、必要な人員と財源が確保できなければ "絵に描いた餅" になってしまいます。

このため、現状のサービス内容の見直しを常に行って、適正な受益者負担に配慮するとともに、限りある人員と財源を適切に配分し、優先順位や事業効果、必要性について十分に検討の上、実施します。

2 計画の検証など

市民参加の視点から市民意識調査や自治会や地域福祉活動関係者との意見交換会などを適宜行い、地域福祉活動に関する市民の意識や活動実態の把握に努めるとともに、数値などでは計ることのできない利用者の立場に立った福祉サービスなどの適切な評価が行えるよう、市民の声を反映する検証の推進を図ります。



(1) 秩父市地域福祉計画策定委員会委員名簿

任期: 平成 23 年8月 19 日~平成 24 年3月 31 日

No.	職名		氏名	備考
1	秩父市議会議員	文教福祉委員長	江田 治雄	委員長
2	秩父市町会長協議会	会長	鳥塚金男	副委員長
3	秩父郡市医師会	理事	井上 靖	
4	秩父郡市歯科医師会	専務	田口直幸	
5	埼玉県秩父福祉事務所	副所長	柳瀬 正之	
6	埼玉県秩父保健所	副所長	武井 保則	
7	秩父市社会福祉協議会	主任	倉林 徹	
8	吉田地区民生委員児童委員協議会	会長	髙橋 幸太郎	住民代表
9	荒川地区民生委員児童委員協議会	会長	高野 勝恵	住民代表
10	大滝地区民生委員児童委員協議会	会長	磯田 ヱミ子	住民代表
11	秩父市在宅福祉員連合会	副会長	根岸 那小子	住民代表
12	特定非営利活動法人 秩父市身体障害者福祉会ハート秩父	代表理事	久保田 宗助	住民代表
13	秩父市老人クラブ連合会	会長	町田 喜良	住民代表
14	秩父子育で応援団	団長	池田 俊江	住民代表
15	秩父市赤十字奉仕団	委員長	根岸 きぬ子	住民代表

(2) 秩父市福祉3計画等検討委員会委員名簿

	所属部	職名	氏 名
1		副市長	横井 隆幸
2		教育長	前堅 進一
3	市長室	室長	大島 育生
4	市長室	参事	新井 秀弘
5	総務部	部長	森前 光弘
6	財務部	部長	大沢 賢治
7	環境部	部長	関根 進
8	市民部	部長	井上 まり子
9	健康福祉部	部長	加藤 登
10	健康福祉部	参事	黒沢 美也
11	産業観光部	部長	松﨑 重男
12	地域整備部	部長	新井 清久
13	吉田総合支所	総合支所長	山口 辰雄
14	大滝総合支所	総合支所長	島田 孝行
15	荒川総合支所	総合支所長	山中 和則
16	市立病院事務局	局長	村田 幸雄
17	水道部	部長	島崎洋
18	教育委員会事務局	局長	斎藤 保
19	議会事務局	局長	佐々木 奉昭
20	行政委員会	参 事	峰岸 宏明

(3) 秩父市地域福祉計画検討作業部会委員名簿

	所属部	所属課	職名	氏 名
1	市長室	改革推進課	主幹	千島 裕美子
2	総務部	総務課	主査	大池 伸吾
3	財務部	財政課	主任	関根 亮
4	市民部	市民生活課	主席主幹	野口 眞
5	市民部	市民スポーツ課	主 任	新井 秀邦
6	市民部	生涯学習課	主査	山中 俊一
7	健康福祉部	障がい者福祉課	主幹	横田 佳子
8	健康福祉部	高齢者介護課	主任	加藤 康孝
9	健康福祉部	こども課	主事	引間を俊和
10	健康福祉部	地域医療対策課	主幹	森下 喜子
11	健康福祉部	保健センター	保健師	櫻本 瞳
12	健康福祉部	包括支援センター	主任	山中 和也
13	産業観光部	商工課	主席主幹	手島 均
14	地域整備部	都市計画課	主査	内海 典子
15	地域整備部	建築住宅課	主幹	富田佳子
16	吉田総合支所	市民福祉課	主査	板橋 和美
17	大滝総合支所	市民福祉課	主幹	中山 小百合
18	荒川総合支所	市民福祉課	主査	児玉 明美
19	市立病院	地域医療連携室	主席主幹	持田 功子

(4) 秩父市地域福祉計画事務局名簿

	所属部	所属課	職名	氏 名
1	健康福祉部		部長	加藤 登
2	健康福祉部		次 長	大谷 幾勇
3	健康福祉部	社会福祉課	専門員兼課長	石渡 信幸
4	健康福祉部	社会福祉課	主席主幹	小松 伸也
5	健康福祉部	社会福祉課	主査	深町(博士

(5) 計画策定の経過

① アンケート調査

項目	内 容	
調査期間	平成23年6月15日(水)~平成23年6月30日(木)	
調査対象者	市内在住の20歳以上の方から、無作為に抽出	
調査方法	郵送による配布、郵送による回収	
回収状況	配布数2,000、回収数1,158、回収率57.9%	

② 秩父市地域福祉計画策定委員会 会議経過

期日	実施項目	内容
	** 1 0 ** 0 ** 8 ^	(1)計画の策定体制及びスケジュール
 平成23年		(2)計画の概要について
8月19日(金)	第1回策定委員会 	(3)アンケート調査結果の概要
		(4) その他
		(1)第2期秩父市地域福祉計画の骨子について
108108 (%)	第2回策定委員会	(2)第2期秩父市地域福祉計画の基本理念につ
10月12日(水)		いて
		(3) その他
11月24日(木)	第3回策定委員会	(1)第2期秩父市地域福祉計画の素案について
11月24日(水)		(2) その他
平成24年	笠 4 日笠白ま 早 へ	(1)第2期秩父市地域福祉計画(案)について
2月22日(水)	第4回策定委員会	(2) その他
3月23日(金)	答 申	

③ 秩父市福祉3計画等検討委員会 会議経過

期日	実施項目	内 容	
平成23年 8月30日(火)	第1回検討委員会	●秩父市福祉3計画策定状況報告	
11月17日 (木)	第2回検討委員会	●秩父市地域福祉計画の素案について	
平成24年 3月19日(月)	第3回検討委員会	●秩父市地域福祉計画(案)について	

④ 秩父市福祉3計画等検討委員会作業部会 会議経過

期日	実施項目	内容
平成23年 11月 4日(金)	第1回作業部会	●秩父市地域福祉計画の素案について
平成24年 3月16日(金)	第2回作業部会	●秩父市地域福祉計画(案)について

⑤ パブリックコメント手続き

項目	内 容
募集期間	平成23年12月22日(木)~平成24年1月23日(月)
応募方法	直接持参・FAXまたはEメール
応募件数	1件

~ 人にやさしい 助け合いのまち ちちぶ ~ 第2期秩父市地域福祉計画

発 行 平成24年3月

編 集 秩父市 健康福祉部 社会福祉課

〒368-8686 埼玉県秩父市熊木町8番15号

TEL: 0494-22-2211(代表) FAX: 0494-22-7168

URL http://www.city.chichibu.lg.jp/

